

目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- ・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- ・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

＜口数指定でご購入する場合（例）＞

申込手数料率3.0%（税抜）のファンドを購入価額10,000円（1万口あたり）で100万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）=100万口×10,000円÷10,000口×3.0% =30,000円となり、合計1,030,000円（税抜）お支払いいただくことになります。

＜金額指定でご購入する場合（例）＞

100万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. 当社の概要

- ・商号等 : マネックス証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・本店所在地 : 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・設立 : 1999 年 5 月
- ・資本金 : 12,200 百万円
- ・主な事業 : 金融商品取引業
- ・加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・指定紛争
解決機関 : 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・連絡先 : ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
お客様ダイヤル : 0120-846-365（通話料無料）
03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
当社ウェブサイト : ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力
フォームからお問合せいただけます。

以 上

（平成 29 年 2 月）

KTM_TOUSHIN_1.2

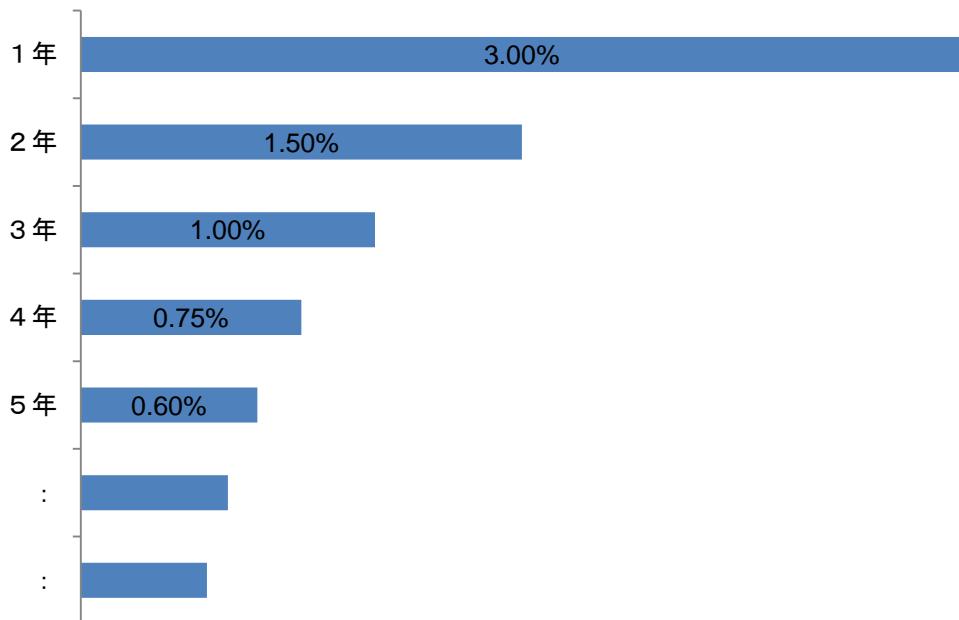
当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

使用開始日

2019年8月29日

マネックス・フルトン・チャイナ・フォーカス 愛称:チャイナ フォーカス

追加型投信／海外／株式／特殊型

商品分類				属性区分				
単位型・ 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	為替 ヘッジ*	特殊型
追加型	海外	株式	特殊型	資産複合 (株式(株価連動証券を含む) ／株価指数先物取引) 資産配分変更型	年1回	アジア	あり (適時ヘッジ)	その他 (派生商品型)

* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧いただけます。

「マネックス・フルトン・チャイナ・フォーカス」は、信託契約を解約し、繰上償還(信託終了)を行います。くわしくは本書の
<追加的記載事項>をご確認ください。

この目論見書により行う「マネックス・フルトン・チャイナ・フォーカス」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2019年5月20日に関東財務局長に提出しており、2019年5月21日にその効力が生じております。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号

設立年月日:1985年7月1日 資本金:20億円(2019年2月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:15兆5,515億円(2019年2月末現在)

**委託会社への
照会先** 【コールセンター】0120-104-694 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時)
【ホームページアドレス】<http://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

野村信託銀行株式会社

■ 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■ ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

■ ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

■ ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

■ ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

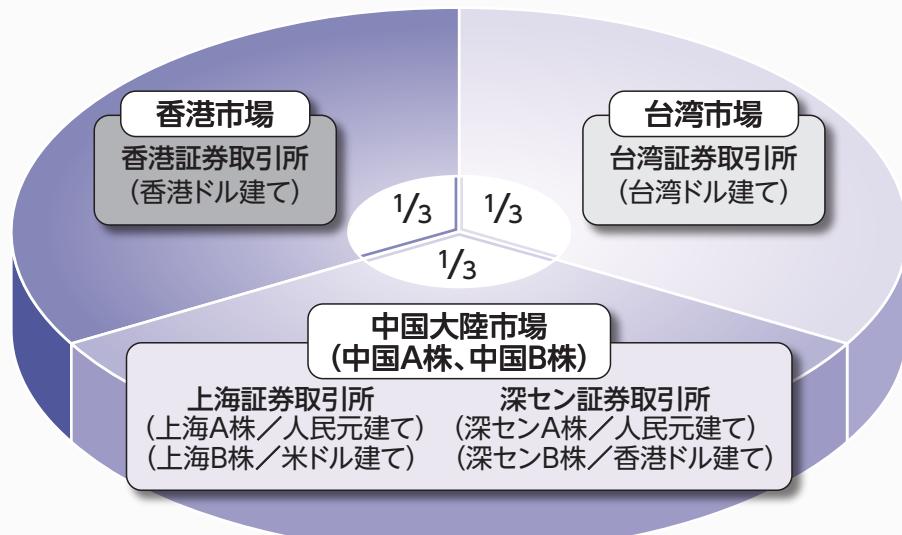
主として、中華人民共和国（香港を含み、以下「中国」といいます。）および中国周辺国の株式、株価連動証券ならびに株価指数先物に投資を行い、信託財産の中・長期的な成長を目指します。

ファンドの特色

① 主として中国大陸市場・香港市場・台湾市場に上場する株式に投資を行います。

- ◆ 中国大陸市場・香港市場・台湾市場に上場する株式にそれぞれ $1/3$ 程度ずつ投資することを基本とします。
＊ 米国などの外国市場に上場している中国企業など、上記以外の市場に上場する株式や預託証券(DR)に投資する場合があります。また、上記の投資比率は今後変更される場合があります。
- ◆ 中国大陸市場に上場する株式のうち、外国人投資家の投資に制限がある人民元建ての中国A株^{*1}への投資も行います。
＊ 中国A株への投資は、株価連動証券^{*2}または中国大陸市場と香港市場間の相互株式取引制度^{*3}を利用して行います。
＊1 中国国内(香港などを除きます。)投資家向けの市場に上場する株式のことをいい、銘柄数などは中国株式市場で大きなウェイトを占めます。
＊2 QFII制度^{*4}の認定を受けた国外の機関投資家がアレンジする、中国A株と同様の価格変動性・流動性を有する証券をいいます(以下「A株連動証券」といいます。)。A株連動証券は米ドル建てですが、人民元の為替レートの変動も価格に反映するため、人民元建証券に投資する場合と同様の投資効果になります。
＊3 中国大陸市場と香港市場間で、上場銘柄を相互に売買できる制度をいいます。当制度には全体の投資枠等に制限があります。
＊4 適格国外機関投資家(Qualified Foreign Institutional Investors)に中国A株への投資を認める制度をいいます。
- ◆ 株式およびA株連動証券への投資割合は、原則として高位を維持します。

当ファンドの主要投資市場(2019年2月末現在)



中国A株については、外国人投資家は原則として投資できません。
(QFII制度や相互株式取引制度を利用した場合を除きます。)

1. ファンドの目的・特色

② オルタナティブ投資^{*1}により絶対収益の獲得^{*2}を目指します。

※1 オルタナティブ投資とは、株式や債券を対象とした伝統的な運用に代わる投資を意味しており、様々な手法を用いたり、株式や債券以外の新たな資産への投資を行う運用手法の総称です。

※2 絶対収益の獲得とは、市場全体の変動とは無関係に投資元本に対する収益をあげることをいいます。

- 当ファンドでは、個別銘柄(A株連動証券を含みます。)のロング戦略と株価指数先物のショート戦略を組み合わせる運用方法により、実質株式組入比率(A株連動証券を含みます。)をファンドの純資産総額の50%~80%程度とすることを基本とし、各株式市場全体の値動きによる影響の軽減を図ります。

ロング戦略

各株式市場において、市場全体の値動きに対して超過収益が見込まれる個別銘柄(A株連動証券を含みます。)の選択を行い買建てます。

ショート戦略

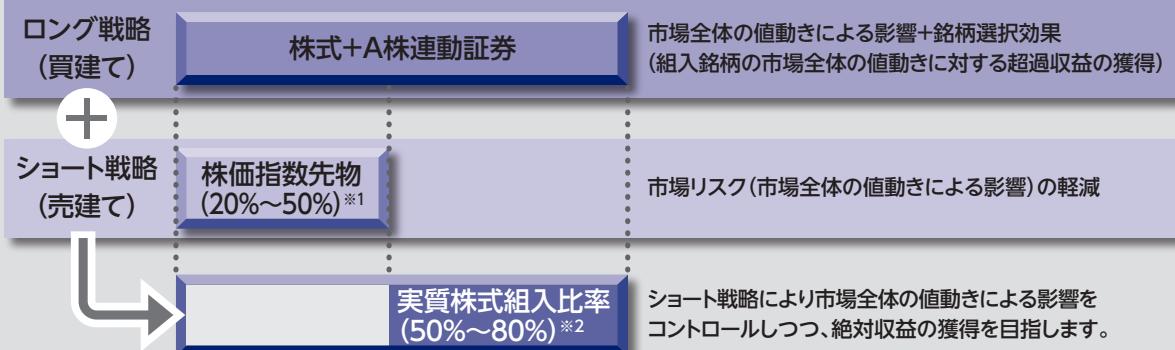
株価指数先物取引の売建てを行います。

* 実質株式組入比率を最大でファンドの純資産総額の-50%~100%の範囲内で機動的に調整する場合があります。

* 株価指数先物取引の代わりに、信用取引による株式の売建てを利用して実質株式組入比率を調整する場合があります。

当ファンドの基本投資戦略

(イメージ図)



*1 株式+A株連動証券の組入比率を100%とした場合のものであり、実際の運用における株価指数先物の組入比率とは異なる場合があります。

*2 実質株式組入比率が50%の場合、市場リスク(市場全体の値動きによる影響)を半分程度に軽減する効果が期待できます。

- 外貨建資産については、機動的な為替ヘッジで為替変動リスクの低減を図ることにより、円ベースでの絶対収益の獲得を目指します。

* A株連動証券が実質的に持つ、人民元の為替変動リスクについては、当面為替ヘッジをしない方針です。

* 為替ヘッジについては、各外貨建資産の通貨または当該通貨と連動性が高いと判断される通貨を利用した為替ヘッジを行う場合があります。

1. ファンドの目的・特色

③ シンガポールを拠点とする資産運用会社であるフルトンが運用を行います。

- ◆ 円の余資運用以外の運用の指図に関する権限を、フルトンに委託します。

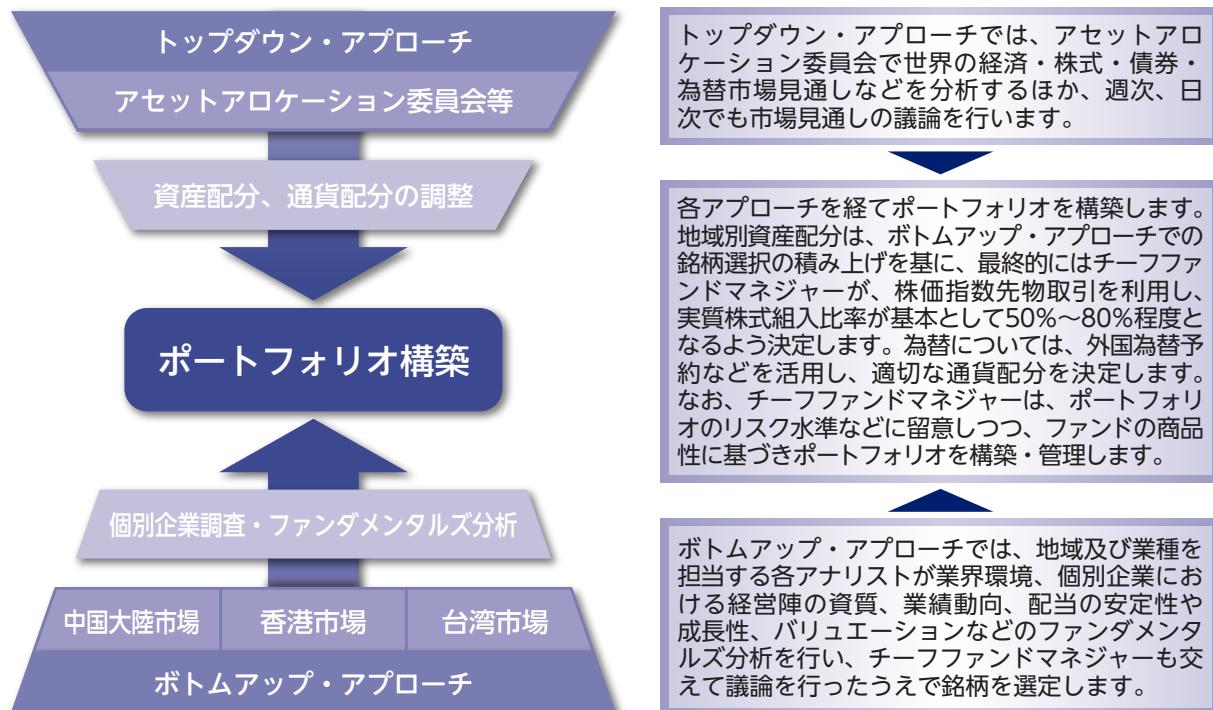
フルトン（正式名称：フルトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド）

2003年12月にタマセック・ホールディングス（タマセック）の100%出資により設立された、シンガポールを拠点とする資産運用会社です。フルトンのファンド運用チームは、1990年からフルトン設立までの間、タマセックの内部資金運用部門として資金運用を担当していました。

フルトンでは、戦略的資産配分とアジア関連資産に焦点を当てながら、短期資金、株式、債券、為替運用に加え、絶対収益の獲得を目指すヘッジファンドのファンド・オブ・ファンズ等の運用を行っており、その資産運用手法は多岐にわたります。

※タマセックは、1974年に設立されたシンガポールを拠点とするアジアの資産運用会社です。シンガポール、アジア、OECD諸国にまたがる分散されたグローバルポートフォリオを運用しており、運用資産総額は、2018年3月末現在、約3,080億シンガポールドル（約25兆円）に及びます。

運用プロセス



※上記のプロセスは、今後変更される場合があります。

1. ファンドの目的・特色

主な投資制限

株 式	株式への投資割合には制限を設けません。
同 一 銘 柄 の 株 式	同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
投 資 信 託 証 券	投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
外 貨 建 資 産	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
デリバティブ取引	デリバティブ取引を利用することができます。ただし、有価証券先物取引等の利用は、ヘッジ目的に限定しません。

分配方針

毎決算時(原則として毎年8月19日。ただし、休業日の場合は翌営業日)に、原則として次の通り収益分配を行います。

- ◆ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ◆ 分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ◆ 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向やファンドの資金事情等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

2.投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資するとともに株価指数先物取引等を積極的に利用しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

●株価変動リスク

当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

●為替変動リスク

当ファンドが行う外貨建資産への投資のうち、為替ヘッジが行われていない部分において、投資対象通貨と円との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

●カントリーリスク

当ファンドの投資先となっている国(地域)の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

●中国の証券市場への投資固有のリスク

中国の証券市場にかかる法令、制度などは制定されてから歴史が浅いこともあり、法令などに変更が行われる可能性は他の国と比較した場合、高いものと考えられます。中国の証券制度にかかる法令、制度などの変更が投資対象市場に悪影響を及ぼした場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、税制、決済ルールの変更などにより税金や費用が新たに発生*し、当ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。

* A株連動証券の売買益については、実質的に課税(キャピタルゲイン課税)対象となる可能性があります(2014年11月17日以降については当面課税免除の予定)。また、中国の税務当局等の決定次第では、過去の売買益の一部について遡及して課税される可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではなく、上記以外に「流動性リスク」、「信用リスク(株価連動証券の発行体等にかかる信用リスクを含む。)」などがあります。

その他の留意点

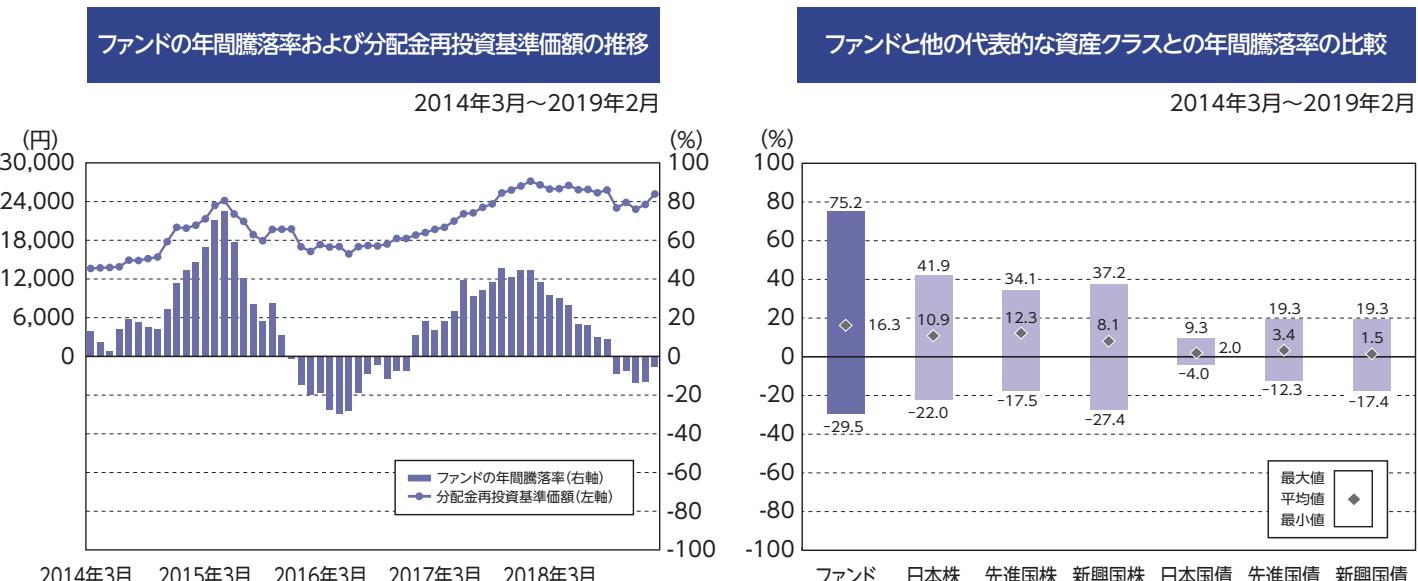
- ◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ◆有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- ◆収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
 - ・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ◆当ファンドは、証券取引所における取引の停止等があるときには、換金請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金請求の受付けを取り消すことがあります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

＜参考情報＞



*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。（以下同じ。）

*年間騰落率（各月末時点について1年前と比較したもの）は、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。

*上記は、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、2014年3月～2019年2月の5年間における年間騰落率（各月末時点について1年前と比較したもの）の平均・最大・最小を表示したものです。

*当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。

*代表的な資産クラスは比較対象として記載しているため、当ファンドの投資対象とは限りません。

*各資産クラスの指標

日本株…東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
先進国株…MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債…NOMURA-BPI国債
先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
(注)海外の指標は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

- 「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指標は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など同指標に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。
- 「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指標で、日本を除く世界の主要先進国の株価指標を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指標で、新興国の株価指標を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- 「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指標です。同指標の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指標の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- 「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- 「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指標です。同指標に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

3.運用実績

データの基準日:2019年2月28日

基準価額・純資産の推移

《2006年8月10日～2019年2月28日》



分配の推移(税引前)

2018年8月	260円
2017年8月	280円
2016年8月	250円
2015年8月	380円
2014年8月	280円
設定来累計	3,240円

※分配金は1万口当たりです。

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2006年8月10日)

主要な資産の状況

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率(小数点第二位四捨五入)です。

資産の種類の内書は、国／地域を表します。

資産の状況

組入上位10銘柄

資産の種類	比率(%)
株式	83.2
内 中国	40.2
内 台湾	17.5
内 ケイマン諸島	13.5
内 香港	11.9
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	16.8
合計(純資産総額)	100.0

順位	銘柄名	種類	国／地域	業種	比率(%)
1	CHINA MERCHANTS BANK	株式	中国	銀行	8.1
2	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO	株式	台湾	半導体・半導体製造装置	7.2
3	ALIBABA GROUP HOLDING	株式	ケイマン諸島	小売	5.7
4	PING AN INSURANCE GROUP CO	株式	中国	保険	5.4
5	CTBC FINANCIAL HOLDING	株式	台湾	銀行	4.0
6	JIANGSU HENGRIU MEDICINE CO	株式	中国	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.7
7	CHINA INTERNATIONAL TRAVEL SERVICE CORP	株式	中国	消費者サービス	3.4
8	AIA GROUP LTD	株式	香港	保険	3.3
9	TENCENT HOLDINGS LTD	株式	ケイマン諸島	メディア・娯楽	3.1
10	FOSHAN HAITIAN FLAVOURING & FOOD COMPANY	株式	中国	食品・飲料・タバコ	3.0

その他資産の投資状況

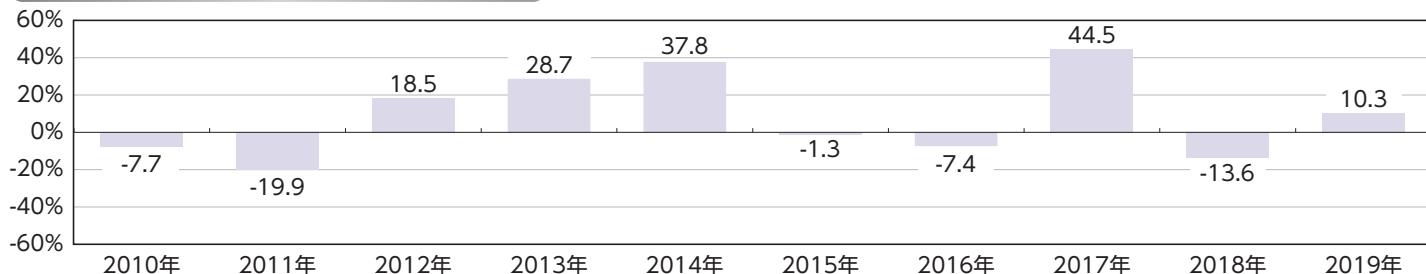
株価指数先物取引(売建) △10.9%

順位	銘柄名	買建／売建	比率(%)
1	H-SHARE 1903	売建	△4.6
2	FTSE CH 1903	売建	△3.9
3	MSCI TW 1903	売建	△2.4

株式組入上位5業種

順位	業種	比率(%)
1	銀行	16.9
2	保険	9.5
3	半導体・半導体製造装置	9.1
4	食品・飲料・タバコ	7.5
5	小売	5.7

年間收益率の推移(暦年ベース)



※年間收益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2019年については年初から基準日までの收益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

4.手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	1口単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までに販売会社が受けたものを当日分のお申込みとします。
購入の申込期間	2019年5月21日から2019年8月29日まで
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・香港証券取引所の休業日　・上海証券取引所の休業日　・深セン証券取引所の休業日 ・台湾証券取引所の休業日　・シンガポール証券取引所の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
信託期間	2019年11月20日まで(2006年8月10日設定)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。 ・信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなるとき。
決算日	毎年8月19日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、2019年5月20日現在、「分配金再投資コース」のみの取扱いとなります。
信託金の限度額	150億円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(http://www.am-one.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

4.手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 2.16%*(税抜2.0%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 *消費税率が10%になった場合は、 2.2% となります。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	運用管理費用(信託報酬)の総額は、下記「①基本報酬」に「②成功報酬」を加算して得た額とします。 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。				
	①基本報酬	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.944%*(税抜1.8%) *消費税率が10%になった場合は、 年率1.98% となります。			
	②成功報酬	成功報酬は、計算期間におけるある営業日(以下「当該日」といいます。)において、当該日の前営業日(以下「当該前営業日」といいます。)における基準価額が、下記a.およびb.に規定するハイ・ウォーターマーク(成功報酬を計測する基準となる価額)を超過する場合には、 当該超過額に100分の15 の率を乗じて得た額に、当該前営業日における受益権総口数を乗じて得た額とします。なお、成功報酬には消費税等相当額が課せられます。また、成功報酬の配分は委託会社に限り適用します。			
a. 上記②に規定する当該前営業日のハイ・ウォーターマークは、当該前営業日の直前の営業日のハイ・ウォーターマークに対し、当該前営業日の属する月の前月のロンドンにおける最終銀行営業日の1ヵ月円LIBORに、年率5%の値を加算した値を当該前営業日の直前の営業日から当該前営業日までの期間に応じて日割りして乗じて得た額(小数点第7位切捨てとします。)を、当該前営業日の直前の営業日のハイ・ウォーターマークに加算した値とします。ただし、当該前営業日において成功報酬を計上した場合、当該日の成功報酬の計算に用いる当該前営業日の直前の営業日のハイ・ウォーターマークは、当該前営業日の直前の営業日の基準価額から当該前営業日に計上した1口当たりの成功報酬(当該成功報酬にかかる消費税等相当額を含むものとし、小数点第5位切捨てとします。)を控除した額とします。					
b. 当該前営業日が当ファンドの計算期間の末日の場合、当該日の成功報酬の計算に用いる当該前営業日の直前の営業日のハイ・ウォーターマークは、前記a.において計算されるハイ・ウォーターマークから当該計算期間の末日に決定した収益分配額(1口当たりの額とします。)を控除した額とします。					
c. 信託期間の終了前にこの信託契約を解約する場合、上記②に規定する当該日は、この信託契約を解約する日として、成功報酬を計算するものとします。					
※委託会社の信託報酬には、当ファンドの円の余資運用以外の運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社(フルトン)に対する報酬(日々、当ファンドの信託財産の純資産総額に年0.60%の率を乗じて計算される金額と、上記②に規定した成功報酬がある場合には運用成果に対する当該報酬を加算した額)が含まれます。					

その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 監査費用は毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。
------------	---

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

4.手続・手数料等

税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2019年2月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<追加的記載事項> 繰上償還（信託終了）について

「マネックス・フルトン・チャイナ・フォーカス」につきましては、2019年7月10日付公告(電子公告)および同日付の書面にて受益者の皆さまへ繰上償還に関するお知らせを行い、2019年8月19日まで受益者の皆さまから異議申立を受け付けました。

この結果、異議申立期間中に異議申立のあった受益者の皆さまの受益権口数の合計が、基準日である2019年7月10日時点での受益権総口数の2分の1を超ませんでしたので、2019年11月20日に繰上償還(信託終了)を実施させていただきます。

投資信託説明書(請求目論見書)

使用開始日

2019年8月29日



マネックス・フルトン・チャイナ・フォーカス

愛称：チャイナ フォーカス

追加型投信／海外／株式／特殊型

■この目論見書により行う「マネックス・フルトン・チャイナ・フォーカス」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を2019年5月20日に関東財務局長に提出しており、2019年5月21日にその効力が生じております。

■「マネックス・フルトン・チャイナ・フォーカス」の基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家のみなさまに帰属します。したがって、ファンドは、元本が保証されているものではありません。

アセットマネジメントOne 株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ファンドは、課税上「株式投資信託」として取り扱われます。

■委託会社への照会先

【コールセンター】0120-104-694 (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】<http://www.am-one.co.jp/>

発行者名	アセットマネジメントOne株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 菅野 晓
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目 次

第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	4
第1【ファンドの状況】	4
第2【管理及び運営】	35
第3【ファンドの経理状況】	41
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	60
第三部【委託会社等の情報】	61
第1【委託会社等の概況】	61
約款	87

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

マネックス・フルトン・チャイナ・フォーカス(以下「当ファンド」といいます。)

ただし、愛称として「チャイナ フォーカス」という名称を用いることがあります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権(以下「受益権」と称することがあります。)です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるアセットマネジメント One 株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

また、当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付けまたは信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

500 億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

※ 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除して求めた金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号※
アセットマネジメント One 株式会社	http://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

注：電話番号はコールセンターのものです（以下同じ）。

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

(5) 【申込手数料】

- ① 申込手数料（受益権 1 口当たり）は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、2.16%*（税抜 2%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には、消費税ならびに地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が課せられます。
*消費税率が 10% になった場合は、2.2% となります。
- ② 申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。
- ③ 「分配金再投資コース」を選択された場合の収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

(6) 【申込単位】

- ① 申込単位は各販売会社が定める単位とします。
- ② 「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」による取得申込が可能です。ただし、2019 年 5 月 20 日現在、販売会社における取扱いは「分配金再投資コース」のみとなっております。
- ③ 申込単位および取扱コースについては、販売会社にお問い合わせください。

※当初元本は 1 口当たり 1 円です。

(7) 【申込期間】

2019 年 5 月 21 日から 2019 年 8 月 29 日まで

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメント One 株式会社	http://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

(9) 【払込期日】

取得申込代金は、販売会社が定める期日までに、販売会社にお支払いいただきます。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、アセットマネジメント One 株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、野村信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。なお、払込取扱場所については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメント One 株式会社	http://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

① 投資信託振替制度における振替受益権について

当ファンドの受益権は、2007年1月4日より投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）に移行しており、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

② 繰上償還（信託終了）について

当ファンドにつきましては、2019年7月10日付公告（電子公告）および同日付の書面にて受益者の皆さまへ繰上償還に関するお知らせを行い、2019年8月19日まで受益者の皆さまから異議申立を受け付けました。

この結果、異議申立期間中に異議申立のあった受益者の皆さまの受益権口数の合計が、基準日である2019年7月10日時点での受益権総口数の2分の1を超ませんでしたので、2019年11月20日に繰上償還（信託終了）を実施させていただきます。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① 中華人民共和国（香港を含み、以下「中国」といいます。）および中国周辺国の株式、株価連動証券ならびに株価指数先物取引を主要投資対象とし、信託財産の中・長期的な成長を目指します。
- ② 150 億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ変更することができます。
- ③ 一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

<商品分類>

・商品分類表

単位型・ 追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)	補足分類
単位型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	インデックス型
追加型			特 殊 型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・商品分類定義

追 加 型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海 外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株 式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
特 殊 型	目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

＜属性区分＞

・属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ※1
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル	あり※2 (適時ヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 2 回	日本 北米 欧州	なし
	年 4 回		特殊型
	年 6 回 (隔月)	アジア	
	年 12 回 (毎月)	オセアニア 中南米 アフリカ	ブル・ベア型 条件付運用型
不動産投信 その他資産 ()	日々	中近東 (中東)	ロング・ショート型／ 絶対収益追求型
資産複合 (株式 (株価連動証券 を含む) /株価指数先物 取引)	その他 ()	その他 ()	その他 (派生商品型)
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

※1 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※2 当ファンドは、外貨建資産への投資にあたって、為替ヘッジを機動的に行います。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・属性区分定義

資産複合 (株式（株価連動証券を含む）/株価指数先物取引) 資産配分変更型	目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、括弧内の記載はその該当複数資産を表す。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
アジア	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
為替ヘッジあり	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
その他 (派生商品型)	目論見書又は投資信託約款において、「ブル・ベア型」、「条件付運用型」、「ロング・ショート型」／「絶対収益追求型」のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法を用いるものをいい、括弧内の記載はその仕組みや運用手法等の性質を表す。 ※派生商品型とは、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うファンドをいい、委託会社独自の属性区分です。

(注1) 商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

(注2) 当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

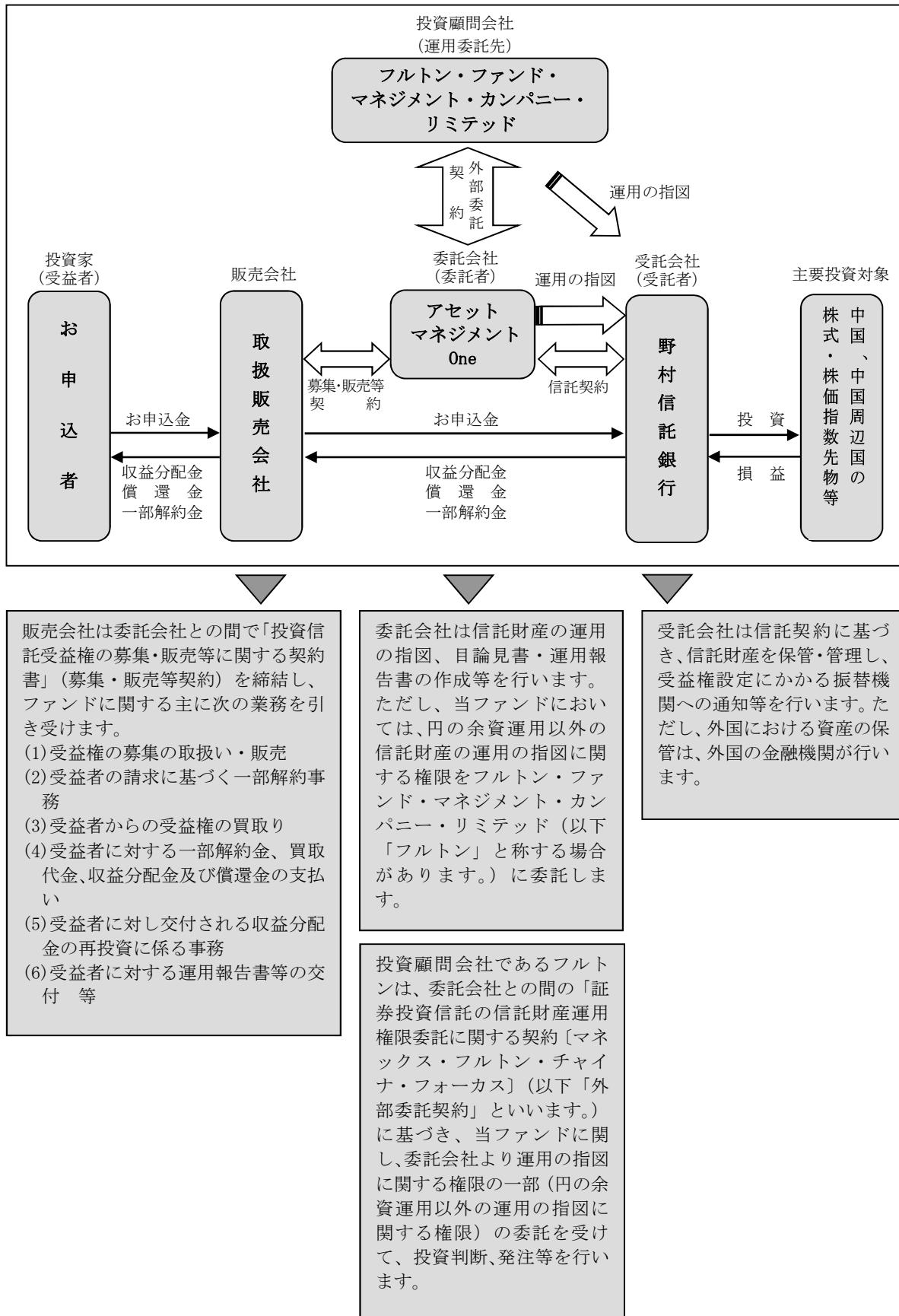
(注3) 当ファンドは、株式（株価連動証券を含む）および株価指数先物取引に投資を行いますが、ファンドの収益は株式市場動向に左右されます。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

(2) 【ファンドの沿革】

2006年8月10日	信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
2007年1月4日	投資信託振替制度へ移行
2016年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をみずほ投信投資顧問株式会社からアセツトマネジメントOne 株式会社に承継

(3) 【ファンドの仕組み】

① 当ファンドの運営の仕組み



② 委託会社の概況

名称：アセットマネジメント One 株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号

資本金の額

20 億円 (2019 年 2 月 28 日現在)

委託会社の沿革

1985 年 7 月 1 日	会社設立
1998 年 3 月 31 日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998 年 12 月 1 日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999 年 10 月 1 日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008 年 1 月 1 日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D IAMアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016 年 10 月 1 日	D IAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメント One 株式会社に変更

大株主の状況

(2019 年 2 月 28 日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 5 号	28,000 株 ^{※1}	70.0% ^{※2}
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目 13 番 1 号	12,000 株	30.0% ^{※2}

※1：A 種種類株式 (15,510 株) を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ 51.0%、第一生命ホールディングス株式会社 49.0%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 基本方針

この投資信託は、信託財産の中・長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

② 運用方法

1. 主要投資対象

中華人民共和国（香港を含み、以下「中国」といいます。）および中国周辺国の株式、株価連動証券ならびに株価指数先物取引を主要投資対象とします。

2. 投資態度

a. 主として、中国、および台湾など中国周辺国の企業の株式（D R（預託証券）を含みます。）ならびに中国A株市場に上場する株式を対象とする株価連動証券への投資を行うと同時に、株価指数先物を売建てることにより、絶対収益の獲得を目指します。

b. 株式および株価連動証券への投資にあたっては、各地域ごとに銘柄の調査・分析を行い、各株式市場において市場全体の値動きに対して超過収益が見込まれる銘柄に投資します。

c. 株式および株価連動証券への投資割合は、原則として高位を維持します。

d. 株価指数先物取引を積極的に利用することにより、株式（株価連動証券を含みます。）と株価指数先物取引の合計の割合（以下「実質株式組入比率」といいます。）が信託財産の純資産総額に対し50%～80%程度とすることを基本とします。なお、実質株式組入比率を最大で-50%～100%の範囲内で機動的に調整する場合があります。また、株価指数先物取引の代わりに、信用取引による株式の売建てを利用して実質株式組入比率を調整する場合があります。

※株価指数先物取引の詳細については、後記「(5) 投資制限 a. 約款で定める投資制限 ⑨ 有価証券先物取引等」をご参照ください。

e. 外貨建資産については、為替相場の見通しに基づき為替ヘッジを機動的に行うことにより、為替変動リスクの低減を目指します。なお、為替ヘッジについては、各外貨建資産の通貨または当該通貨と連動性が高いと判断される通貨を利用した為替ヘッジを行う場合があります。

※為替ヘッジは、通常は為替予約取引を利用して行います。為替予約取引の詳細については、後記「(5) 投資制限 a. 約款で定める投資制限 ⑤ 外国為替予約」をご参照ください。

f. 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行われないことがあります。

g. 運用指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用の指図に関する権限）を、フルトンに委託します。

《ファンドの特色》

1. 主として中国大陸市場・香港市場・台湾市場に上場する株式に投資を行います。

i) 中国大陸市場・香港市場・台湾市場に上場する株式にそれぞれ1/3程度ずつ投資することを基本とします。

（注）米国など外国市場に上場している中国企業など、上記以外の市場に上場する株式や預託証券に投資する場合があります。また、上記の投資比率は今後変更される場合があります。

ii) 中国大陸市場に上場する株式のうち、外国人投資家の投資に制限がある人民元建ての中国A株^{※1}への投資も行います。

* 中国A株への投資は、株価連動証券^{※2}または中国大陸市場と香港市場間の相互株式取引制度^{※3}を利用して行います。

※1 中国国内（香港などを除きます。）投資家向けの市場に上場する株式のことをいい、銘柄数などは中国株式市場で大きなウェイトを占めます。

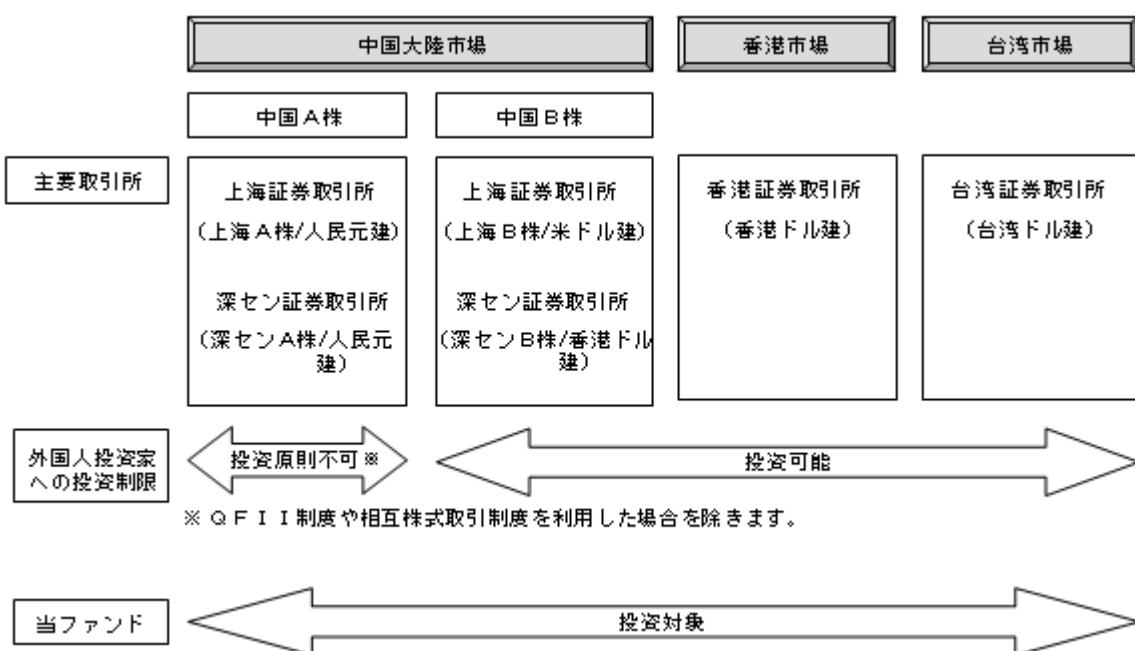
※2 QFII制度^{※4}の認定を受けた国外の機関投資家がアレンジする、中国A株と同様の価格変動性・流動性を有する証券をいいます（以下「A株連動証券」といいます。）。A株連動証券は米ドル建てですが、人民元の為替レートの変動も価格に反映するため、人民元建証券に投資する場合と同様の投資効果になります。

※3 中国大陸市場と香港市場間で、上場銘柄を相互に売買できる制度をいいます。当制度には全体の投資枠等に制限があります。

※4 適格国外機関投資家（Qualified Foreign Institutional Investors）对中国A株への投資を認める制度をいいます。

iii) 株式およびA株連動証券への投資割合は、原則として高位を維持します。

（ご参考）主要投資市場と外国人投資家への投資制限の関係（2019年2月末現在）



2. オルタナティブ投資^{※1}により絶対収益の獲得^{※2}を目指します。

※1 オルタナティブ投資とは、株式や債券を対象とした伝統的な運用に代わる投資を意味しており、様々な手法を用いたり、株式や債券以外の新たな資産への投資を行う運用手法の総称です。

※2 絶対収益の獲得とは、市場全体の変動とは無関係に投資元本に対する収益をあげることをいいます。

i) 当ファンドでは、個別銘柄（A株連動証券を含みます。）のロング戦略と株価指数先物のショート戦略を組み合わせる運用方法により、実質株式組入比率（A株連動証券を含みます。）をファンドの純資産総額の50%～80%程度とすることを基本とし、各株式市場全体の値動きによる影響の軽減を図ります。

＜ロング戦略＞

各株式市場において、市場全体の値動きに対して超過収益が見込まれる個別銘柄（A株連動証券を含みます。）の選択を行い買建てます。

＜ショート戦略＞

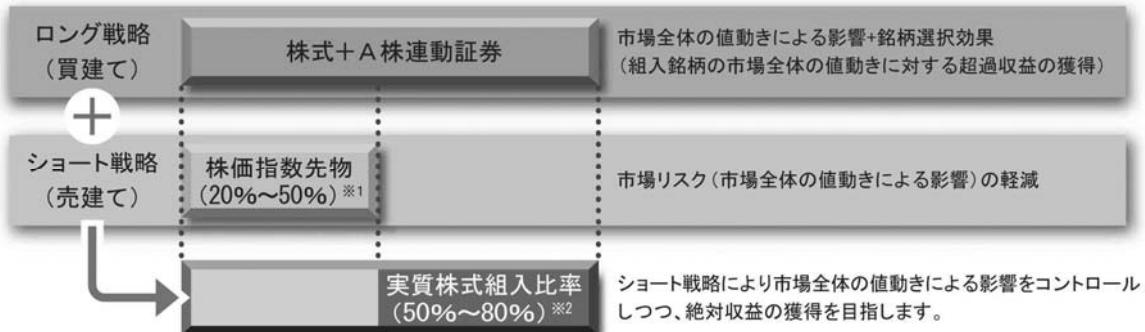
株価指数先物取引の売建てを行います。

* 実質株式組入比率を最大でファンドの純資産総額の-50%~100%の範囲内で機動的に調整する場合があります。

* 株価指数先物取引の代わりに、信用取引による株式の売建てを利用して実質株式組入比率を調整する場合があります。

《当ファンドの基本投資戦略》

(イメージ図)



※1 株式+A株連動証券の組入比率を100%とした場合のものであり、実際の運用における株価指数先物の組入比率とは異なる場合があります。

※2 実質株式組入比率が50%の場合、市場リスク（市場全体の値動きによる影響）を半分程度に軽減する効果が期待できます。

ii) 外貨建資産については、機動的な為替ヘッジで為替変動リスクの低減を図ることにより、円ベースでの絶対収益の獲得を目指します。

* A株連動証券が実質的に持つ、人民元の為替変動リスクについては、当面為替ヘッジをしない方針です。

* 為替ヘッジについては、各外貨建資産の通貨または当該通貨と連動性が高いと判断される通貨を利用した為替ヘッジを行う場合があります。

3. フルトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド（フルトン）が運用を行います。

運用指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用の指図に関する権限）を、フルトンに委託します。

〈フルトンの概要〉

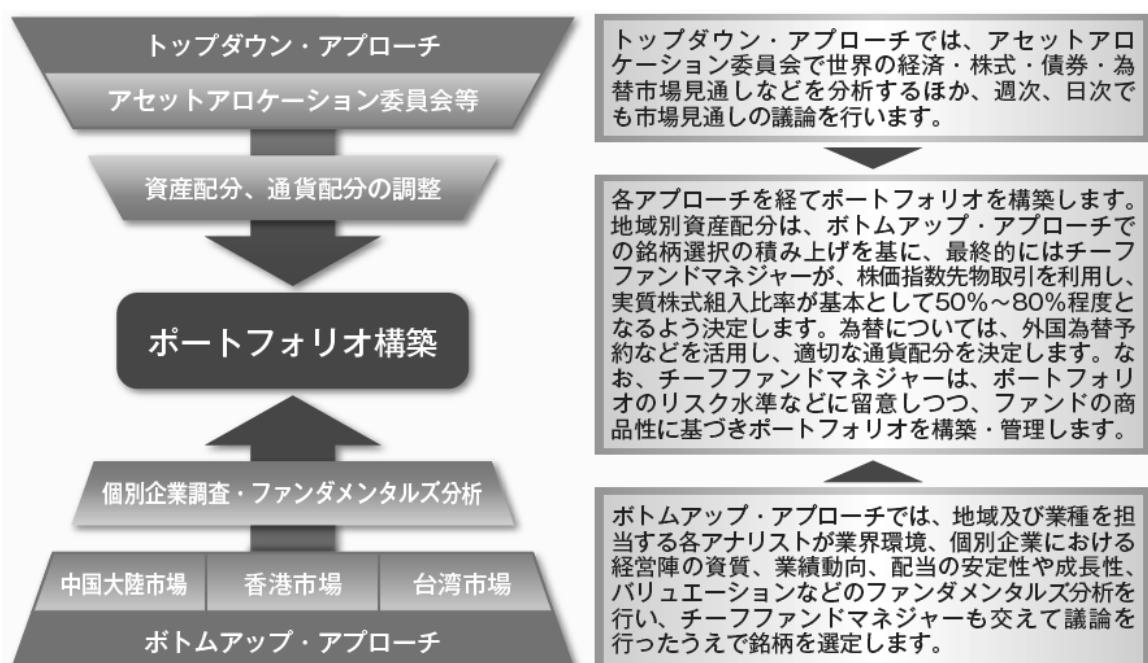
2003年12月にタマセック・ホールディングス（以下「タマセック」と称する場合があります。）の100%出資により設立された、シンガポールを拠点とする資産運用会社です。フルトンのファンド運用チームは、1990年からフルトン設立までの間、タマセックの内部資金運用部門として資金運用を担当していました。フルトンでは、戦略的資産配分とアジア関連資産に焦点を当てながら、短期資金、株式、債券、為替運用に加え、絶対収益の獲得を目指すヘッジファンドのファンド・オブ・ファンズ等の運用を行っており、その資産運用手法は多岐にわたります。

○タマセックは、1974年に設立されたシンガポールを拠点とするアジアの資産運用会社です。シンガポール、アジア、OECD諸国にまたがる分散されたグローバルポートフォリオを運用しており、

運用資産総額は、2018年3月末現在、約3,080億シンガポールドル（約25兆円）に及びます。

③ ファンドの投資プロセス

1. 委託会社より当ファンドの信託財産の運用について、円の余資運用以外の運用の指図に関する権限の委託を受けたフルトンは、以下のプロセスのもと株式（株価連動証券を含みます。）および株価指数先物取引等への投資を行います。



※ 上記のプロセスは、今後変更される場合があります。

2. 円の余資運用にあたっては、委託会社が適宜、わが国の短期金融商品への投資を行い、効率的な資産運用に努めます。

（2）【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - a. 有価証券
 - b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第30条、第31条および第32条に定めるものに限ります。）
 - c. 金銭債権
 - d. 約束手形（a. に掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - a. 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社(委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。)は、信託金を、次の

有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人が発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.～11.の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で21.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものならびに14.の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、13.および14.の証券（投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

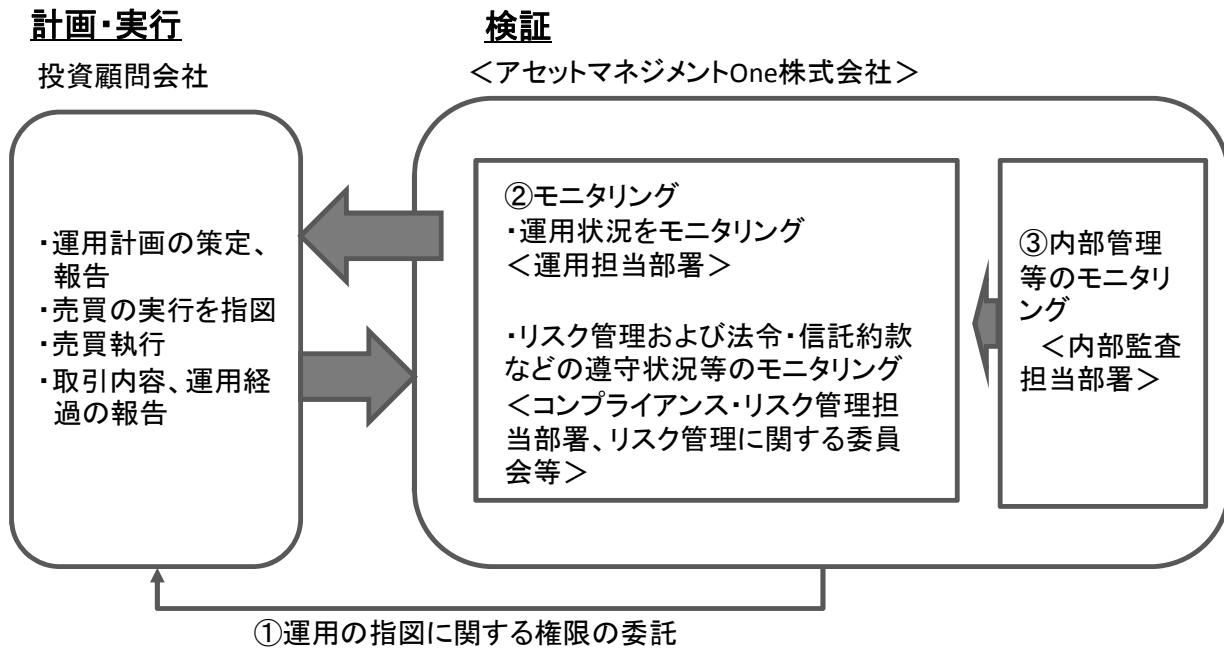
③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。また、②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

（3）【運用体制】

a. ファンドの運用体制



① 運用の指図に関する権限の委託

当ファンドはフルトンに円の余資運用以外の運用の指図に関する権限を委託します。

フルトンは外部委託契約に基づいて運用計画を策定・報告し、運用指図および売買執行・管理を行います。

② モニタリング

委託会社では、各運用担当者が運用の委託先である投資顧問会社の運用状況をモニタリングし、必要に応じて対応を指示します。

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

③ 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社・投資顧問会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

また、投資顧問会社に対しては、運用の外部委託管理に関する社内規程を設け、経営陣・運用担当者の面談を含めた、委託継続にかかる点検（デューデリジェンス）を定期的に行います。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2019年2月28日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<フルトンの運用体制>

委託会社から運用の指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用の指図に関する権限）の委託を受け、信託財産の運用の指図を行うフルトンにより、株式、株価連動証券、株価指数先物取引等への投資が行われます。

フルトンでは、アセットアロケーション委員会などにより投資戦略を策定した後、債券運用チーム、株式運用チーム、マルチアセット投資戦略チーム、絶対収益投資戦略チームにおいて、各種運用計画が策定されます。最終的にはチーフインベストメントオフィサーの承認をもって意思決定がなされます。



フルトンの内部管理およびファンドに係る意思決定については、アーネスト・ヤング LLP（フルトンのファンドに係る担当者は2018年12月末現在4名）が業務執行の適正性、妥当性、効率性等の観点からモニタリングを実施しています。

※ なお、上記の組織の体制等については、変更になることがあります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

年1回の毎決期末（原則として8月19日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

※ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

② 収益分配金の支払い

- 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。
- 収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し、お支払いします。

(5) 【投資制限】

a. 約款で定める投資制限

① 株式、新株引受権証券および新株予約権証券（約款 運用の基本方針 運用方法(3) 投資制限、約款第22条、第26条および第27条）

- 株式への投資割合には制限を設けません。
- 委託会社は、同一銘柄の株式への投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- 委託会社は、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- 委託会社は、同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所（「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。なお、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを

指図することができるものとします。

② 投資信託証券(約款第 22 条)

委託会社は、投資信託証券への投資割合が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 転換社債等(約款第 28 条)

委託会社は、同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 外貨建資産(約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限および約款第 34 条)

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑤ 外国為替予約(約款第 35 条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑥ 信用取引(約款第 29 条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うこととの指図をすることができるものとします。
2. 前記 1. の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲を超えないものとします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記 2. の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超える事となった場合には、委託会社は速やかに、その超えた額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑦ 信用リスク集中回避のための投資制限(約款第 29 条の 1 の 2)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑧ デリバティブ取引等(約款第 29 条の 2)

委託会社は、デリバティブ取引等（デリバティブ取引とは、金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定す

るものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。）を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます（ただし、この信託において取引可能なものに限ります。以下同じ。）について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑨ 有価証券先物取引等(約款第30条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑩ スワップ取引(約款第31条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
5. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

⑪ 金利先渡取引および為替先渡取引(約款第32条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび

為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることがあります。

2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
5. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

⑫ 有価証券の貸付(約款第33条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を以下の範囲内で貸付の指図することができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑬ 資金の借入れ(約款第42条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当(一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信

託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% を上回らない範囲内とします。

3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

b. 法令で定める投資制限

○ 同一の法人の発行する株式の取得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第 9 条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

- ・当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資するとともに株価指数先物取引等を積極的に利用しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元本や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- ・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・投資信託は預貯金とは異なります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。

① 株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場および投資先（株価連動証券を通じた場合を含みます。以下同じ。）となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当該企業の株価が大きく下落することや無くなることがあります、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

② 為替変動リスク

為替変動リスクとは、為替変動により外貨建資産の円換算価格が下落するリスクをいいます。当ファンドが行う外貨建資産への投資のうち、為替ヘッジが行われていない部分において、投資対象通貨と円

との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

③ カントリーリスク

カントリーリスクとは、投資先となっている国（地域）の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産価値や当該国通貨の価値が下落するリスクをいいます。当ファンドの投資先となっている国（地域）がこうした状態に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

④ 中国の証券市場への投資固有のリスク

中国の証券市場にかかる法令、制度などは制定されてから歴史が浅いこともあります、法令などに変更が行われる可能性は他の国と比較した場合、高いものと考えられます。中国の証券制度にかかる法令、制度などの変更が投資対象市場に悪影響を及ぼして当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、税制、決済ルールの変更などにより税金や費用が新たに発生し、当ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。

なお、A株連動証券は、QFII制度（適格国外機関投資家对中国A株への投資を認める制度）の認定を受けた国外の機関投資家が、中国A株を実質的な裏付け資産としてアレンジすることで、中国A株と同様の価格変動性・流動性を有する証券として当ファンドにおいて投資対象となっています。外国人投資家が売買する中国A株の売買益については課税（キャピタルゲイン課税）の対象（2014年11月17日以降については当面課税免除の予定）とされています。これに伴い、A株連動証券についても、実質的な裏付け資産での課税相当分を負担することとなる可能性があります。また、中国の税務当局等の決定次第では、過去の売買益の一部について遡及して課税される可能性があり、基準価額の下落要因となります。

⑤ 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却（または購入）しようとする際に、需要（または供給）がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが投資する株式等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

⑥ 信用リスク

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品（コマーシャル・ペーパー等）の価格は下落します。また、当該発行体が企業の場合には、一般にその企業の株価が下落する要因となります。当ファンドが投資する株式の発行企業や、株式以外の運用で投資する公社債等の発行体および株価連動証券の発行体や連動の対象となる株式の発行企業がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

＜その他＞

- ・有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- ・当ファンドは、証券取引所における取引の停止等があるときには、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。

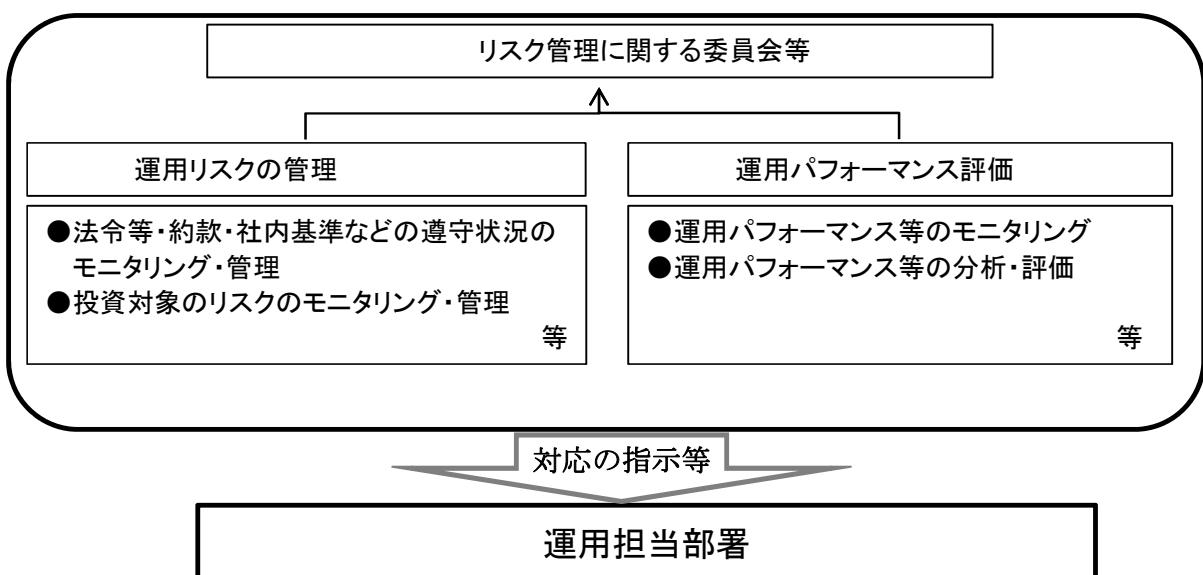
＜収益分配金に関する留意点＞

- ・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。
- ・投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・リスク管理に関する委員会等：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



※リスク管理体制は2019年2月28日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

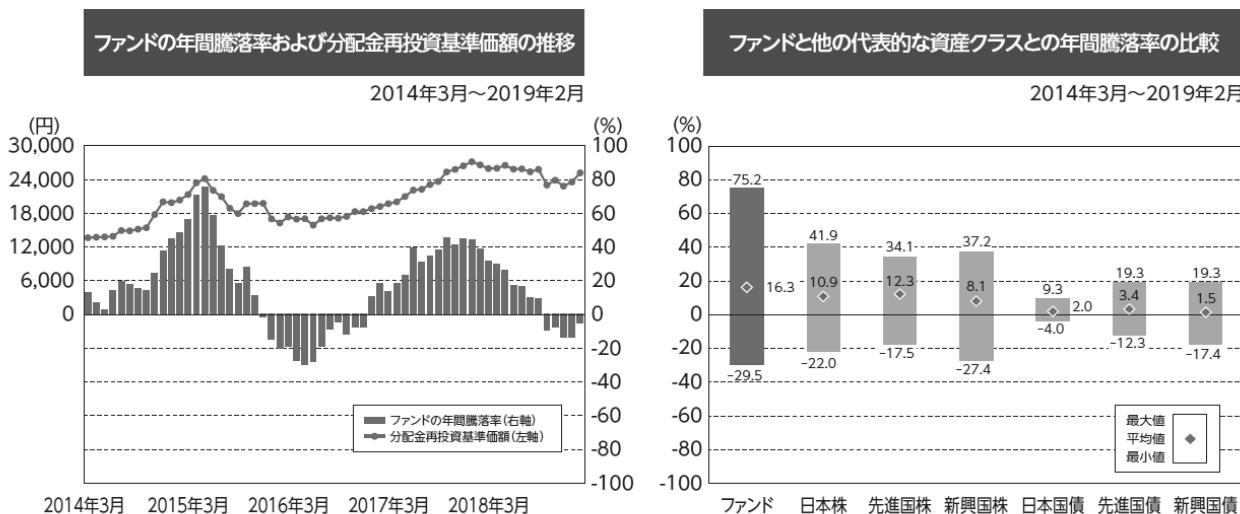
なお、当ファンドにおいて、委託会社より運用に関する権限の委託を受けたフルトンは、以下の体制によりリスク管理を行います。

フルトンでは、リスク管理／コンプライアンス部門が、リスク管理に携わっています。

リスク管理／コンプライアンス部門は、日々ベースで、当ファンドの保有銘柄の価格・流動性リスク、パフォーマンス分析ならびに運用目標からの乖離状況など、常時モニタリングを行い、必要があれば、運用部門に指示や対応策を伝えます。

上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

＜参考情報＞



* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。（以下同じ。）

* 年間騰落率（各月末時点について1年前と比較したもの）は、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。

* 上記は、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、2014年3月～2019年2月の5年間における年間騰落率（各月末時点について1年前と比較したもの）の平均・最大・最小を表示したものです。

* 当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。

* 代表的な資産クラスは比較対象として記載しているため、当ファンドの投資対象とは限りません。

* 各資産クラスの指数

日本株…東証株価指数(TOPIX)（配当込み）
先進国株…MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債…NOMURA-BPI国債
先進国債…FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ベース）
(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

●「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所(株)東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。

●「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したもので、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

●「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したもので、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

●「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

●「FTSE世界国債インデックス（除く日本）」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

●「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

① 申込手数料(受益権 1 口当たり)は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、2.16%*(税抜 2%)を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。

*消費税率が 10%になった場合は、2.2%となります。

② 申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。

③ 「分配金再投資コース」における収益分配金は、毎計算期間末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

<申込手数料を対価とする役務の内容>

商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、以下の方法により計算した基本報酬額に、成功報酬額を加算して得た額とします。

1. 基本報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 1.944%*(税抜 1.8%)の率を乗じて得た額とします。

*消費税率が 10%になった場合は、年率 1.98%となります。

※基本報酬=運用期間中の基準価額×基本報酬率

基本報酬額の配分（税抜）については、以下の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
1.02%	0.73%	0.05%

2. 成功報酬額は、計算期間におけるある営業日（以下「当該日」といいます。）において、当該日の前営業日（以下「当該前営業日」といいます。）における基準価額が、下記 a. および b. に規定するハイ・ウォーターマーク（成功報酬を計測する基準となる価額）を超過する場合には、当該超過額に 100 分の 15 の率を乗じて得た額に、当該前営業日における受益権総口数を乗じて得た額とします。なお、成功報酬額には消費税等相当額が課せられます。また、成功報酬額の配分は委託会社に限り適用します。

a. 上記 2. に規定する当該前営業日のハイ・ウォーターマークは、当該前営業日の直前の営業日のハイ・ウォーターマークに対し、当該前営業日の属する月の前月のロンドンにおける最終銀行営業日の 1 カ月円 LIBOR に、年率 5 %の値を加算した値を当該前営業日の直前の営業日から

当該前営業日までの期間に応じて日割りして乗じて得た額（小数点第7位切り捨てとします。）を、当該前営業日の直前の営業日のハイ・ウォーターマークに加算した価額とします。ただし、当該前営業日において成功報酬額を計上した場合、当該日の成功報酬額の計算に用いる当該前営業日の直前の営業日のハイ・ウォーターマークは、当該前営業日の直前の営業日の基準価額から当該前営業日に計上した1口当たりの成功報酬額（当該成功報酬にかかる消費税等相当額を含むものとし、小数点第5位切り捨てとします。）を控除した額とします。なお、信託契約締結日の翌営業日におけるハイ・ウォーターマークの計算においては、当該前営業日の直前の営業日のハイ・ウォーターマークとは、1口につき1円とし、1カ月円LIBORは、信託契約締結日の属する月の前月のロンドンにおける最終銀行営業日の1カ月円LIBORの値とします。

- b. 当該前営業日が当ファンドの計算期間の末日の場合、当該日の成功報酬額の計算に用いる当該前営業日の直前の営業日のハイ・ウォーターマークは、前記a.において計算されるハイ・ウォーターマークから当該計算期間の末日に決定した収益分配額（1口当たりの額とします。）を控除した額とします。
- c. 信託期間の終了前にこの信託契約を解約する場合、上記2.に規定する当該日は、この信託契約を解約する日として、成功報酬額を計算するものとします。

3. フルトンが受け取る外部委託契約にかかる報酬の額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.60%の率を乗じて計算される金額と、運用成果に対する報酬分として上記2.により計算された金額の合計額とし、円の余資以外の運用の対価等として、委託会社が受け取る報酬から支払期日毎に支払われます。

② 信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額は、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

＜信託報酬等を対価とする役務の内容＞

委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

（4）【その他の手数料等】

① 信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

② 当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁し

ます。

③ 受益者が当ファンドを解約する際には、信託財産留保額(1口につき、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%)をご負担いただきます。

(5) 【課税上の取扱い】

◇ 当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○ 個人の受益者に対する課税

① 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

※ 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

NISAおよびジュニアNISAは、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等にかかる譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の

口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご留意ください。

○ 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税 15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※上記は、2019年2月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◇ 個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

＜個別元本について＞

① 受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

③ 収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照。）

＜収益分配金の課税について＞

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※ 税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

5 【運用状況】

以下の運用状況は平成 31 年 2 月 28 日現在です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。なお、小数点第 3 位を切捨てており、端数調整は行っておりません。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	中国	496, 558, 089	40. 23
	台湾	215, 990, 819	17. 50
	ケイマン諸島	167, 072, 011	13. 53
	香港	147, 384, 774	11. 94
	小計	1, 027, 005, 693	83. 21
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	207, 205, 400	16. 78
合計(純資産総額)		1, 234, 211, 093	100. 00

(注) 上記の国／地域は当該資産の発行体の国籍を示します。(以下同じ。)

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	建別	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	売建	香港	56, 640, 811	△4. 58
	売建	シンガポール	78, 355, 986	△6. 34

(注) 株価指数先物取引の時価の算定方法については、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場により評価しております。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	中国	株式	CHINA MERCHANTS BANK	銀行	189,400	469.77	88,974,916	526.38	99,697,508	8.07
2	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO	半導体・半導体製造装置	103,000	862.20	88,806,600	860.40	88,621,200	7.18
3	ケイマン 諸島	株式	ALIBABA GROUP HOLDING	小売	3,435	19,156.11	65,801,267	20,464.38	70,295,161	5.69
4	中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO	保険	57,600	1,081.27	62,281,457	1,161.66	66,912,077	5.42
5	台湾	株式	CTBC FINANCIAL HOLDING	銀行	661,494	76.13	50,366,152	75.05	49,651,739	4.02
6	中国	株式	JIANGSU HENGRUI MEDICINE CO	医薬品・バイオテクノロジ ー・ライフサイエンス	39,600	1,107.05	43,839,558	1,142.08	45,226,368	3.66
7	中国	株式	CHINA INTERNATIONAL TRAVEL SERVICE CORP	消費者サービス	39,800	962.45	38,305,567	1,047.12	41,675,694	3.37
8	香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	38,000	931.16	35,384,346	1,088.01	41,344,380	3.34
9	ケイマン 諸島	株式	TECENT HOLDINGS LTD	メディア・娯楽	8,000	4,681.54	37,452,365	4,807.02	38,456,208	3.11
10	中国	株式	FOSHAN HAITIAN FLAVOURING & FOOD COMPANY	食品・飲料・タバコ	29,000	1,049.00	30,421,098	1,267.24	36,750,076	2.97
11	中国	株式	IND & COMM BK OF CHINA-H	銀行	394,039	79.41	31,290,874	85.48	33,685,015	2.72
12	香港	株式	CHINA RESOURCES BEER COMPANY	食品・飲料・タバコ	74,666	459.93	34,341,245	416.83	31,123,402	2.52
13	中国	株式	CITIC SECURITIES CO LTD	各種金融	72,816	329.53	23,995,627	399.23	29,070,332	2.35
14	中国	株式	CHINA MERCHANTS SHEKOU INDUSTRIAL ZONE	不動産	69,619	305.17	21,245,803	357.06	24,858,578	2.01
15	中国	株式	KWEICHOW MOUTAI CO LTD	食品・飲料・タバコ	2,000	10,010.46	20,020,928	12,295.62	24,591,240	1.99
16	香港	株式	CNOOC LTD	エネルギー	124,000	222.42	27,580,131	193.29	23,969,002	1.94
17	中国	株式	YONGHUI SUPERSTORES COMPANY LTD	食品・生活必需品小売	154,800	122.76	19,004,228	143.42	22,202,035	1.79
18	台湾	株式	PRESIDENT CHAIN STORE CORP	食品・生活必需品小売	17,000	1,143.00	19,431,000	1,146.60	19,492,200	1.57
19	台湾	株式	DELTA ELECTRONICS	テクノロジー・ハードウェ アおよび機器	34,000	465.93	15,841,703	552.60	18,788,400	1.52
20	ケイマン 諸島	株式	CK ASSET HOLDINGS LTD	不動産	18,260	782.09	14,281,064	949.53	17,338,527	1.40
21	中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	172,000	95.94	16,502,144	99.89	17,182,645	1.39
22	ケイマン 諸島	株式	MGM CHINA HOLDINGS LTD	消費者サービス	68,000	193.29	13,144,291	232.86	15,834,643	1.28
23	台湾	株式	LARGAN PRECISION	テクノロジー・ハードウェ アおよび機器	1,000	15,266.07	15,266,070	15,696.00	15,696,000	1.27
24	中国	株式	SANY HEAVY INDUSTRY CO LTD	資本財	85,749	135.80	11,644,775	172.63	14,803,707	1.19
25	香港	株式	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	各種金融	3,622	3,108.34	11,258,426	3,786.83	13,715,934	1.11
26	台湾	株式	POWERTECH TECHNOLOGY INC	半導体・半導体製造装置	53,000	305.28	16,179,840	257.76	13,661,280	1.10
27	ケイマン 諸島	株式	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	資本財	11,260	1,265.34	14,247,745	1,196.81	13,476,092	1.09
28	香港	株式	CHINA UNICOM LIMITED	電気通信サービス	102,000	126.88	12,942,515	131.69	13,432,543	1.08
29	中国	株式	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	素材	19,500	599.95	11,699,174	642.20	12,523,066	1.01
30	中国	株式	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	エネルギー	130,000	101.87	13,244,049	95.66	12,435,813	1.00

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	2.94
		素材	1.01
		資本財	2.78
		耐久消費財・アパレル	0.50
		消費者サービス	4.65
		メディア・娯楽	3.11
		小売	5.69
		食品・生活必需品小売り	3.37
		食品・飲料・タバコ	7.49
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.66
		銀行	16.92
		各種金融	3.46
		保険	9.48
		不動産	5.09
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.79
		電気通信サービス	1.08
		半導体・半導体製造装置	9.10
合計			83.21

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	建別	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指 数先物 取引	香港	香港先物取引所	H-SHARE 1903	売建	7	香港・ドル	4,021,976	56,830,520	4,008,550	56,640,811	△4.58
	シンガポール	シンガポール取引所	MSCI TW 1903	売建	7	米・ドル	264,933.9	29,373,222	267,400	29,646,638	△2.40
	シンガポール	シンガポール取引所	FTSE CH 1903	売建	35	米・ドル	426,905.5	47,331,012	439,337.5	48,709,348	△3.94

(注) 時価の算定方法

計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場により評価しております。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成 31 年 2 月末日及び同日前 1 年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額 (百万円)		1 口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 3 計算期間末 (平成 21 年 8 月 19 日)	2,831	2,893	1.1385	1.1635
第 4 計算期間末 (平成 22 年 8 月 19 日)	2,483	2,530	1.0550	1.0750
第 5 計算期間末 (平成 23 年 8 月 19 日)	1,976	2,020	0.9144	0.9344
第 6 計算期間末 (平成 24 年 8 月 20 日)	1,736	1,757	0.8509	0.8609
第 7 計算期間末 (平成 25 年 8 月 19 日)	1,702	1,740	1.0884	1.1124
第 8 計算期間末 (平成 26 年 8 月 19 日)	1,455	1,488	1.2409	1.2689
第 9 計算期間末 (平成 27 年 8 月 19 日)	1,252	1,280	1.6674	1.7054
第 10 計算期間末 (平成 28 年 8 月 19 日)	945	963	1.3592	1.3842
第 11 計算期間末 (平成 29 年 8 月 21 日)	1,153	1,171	1.7725	1.8005
第 12 計算期間末 (平成 30 年 8 月 20 日)	1,205	1,222	1.9068	1.9328
平成 30 年 2 月末日	1,370	—	2.1064	—
3 月末日	1,334	—	2.0551	—
4 月末日	1,335	—	2.0590	—
5 月末日	1,354	—	2.0997	—
6 月末日	1,305	—	2.0468	—
7 月末日	1,301	—	2.0510	—
8 月末日	1,267	—	1.9823	—
9 月末日	1,281	—	2.0158	—
10 月末日	1,138	—	1.7983	—
11 月末日	1,181	—	1.8651	—
12 月末日	1,124	—	1.7834	—
平成 31 年 1 月末日	1,158	—	1.8408	—
2 月末日	1,234	—	1.9678	—

(注) 表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第3計算期間	平成20年8月20日～平成21年8月19日	0.0250
第4計算期間	平成21年8月20日～平成22年8月19日	0.0200
第5計算期間	平成22年8月20日～平成23年8月19日	0.0200
第6計算期間	平成23年8月20日～平成24年8月20日	0.0100
第7計算期間	平成24年8月21日～平成25年8月19日	0.0240
第8計算期間	平成25年8月20日～平成26年8月19日	0.0280
第9計算期間	平成26年8月20日～平成27年8月19日	0.0380
第10計算期間	平成27年8月20日～平成28年8月19日	0.0250
第11計算期間	平成28年8月20日～平成29年8月21日	0.0280
第12計算期間	平成29年8月22日～平成30年8月20日	0.0260

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%)
第3計算期間	平成20年8月20日～平成21年8月19日	△10.29
第4計算期間	平成21年8月20日～平成22年8月19日	△5.58
第5計算期間	平成22年8月20日～平成23年8月19日	△11.43
第6計算期間	平成23年8月20日～平成24年8月20日	△5.85
第7計算期間	平成24年8月21日～平成25年8月19日	30.73
第8計算期間	平成25年8月20日～平成26年8月19日	16.58
第9計算期間	平成26年8月20日～平成27年8月19日	37.43
第10計算期間	平成27年8月20日～平成28年8月19日	△16.98
第11計算期間	平成28年8月20日～平成29年8月21日	32.47
第12計算期間	平成29年8月22日～平成30年8月20日	9.04
第13中間計算期間	平成30年8月21日～平成31年2月20日	0.77

(注1) 収益率は期間騰落率。

(注2) 小数点第3位四捨五入。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第3 計算期間	平成 20 年 8 月 20 日～平成 21 年 8 月 19 日	353, 254, 398	675, 826, 295	2, 487, 360, 286
第4 計算期間	平成 21 年 8 月 20 日～平成 22 年 8 月 19 日	181, 588, 774	314, 792, 919	2, 354, 156, 141
第5 計算期間	平成 22 年 8 月 20 日～平成 23 年 8 月 19 日	87, 332, 924	279, 530, 169	2, 161, 958, 896
第6 計算期間	平成 23 年 8 月 20 日～平成 24 年 8 月 20 日	70, 587, 263	191, 518, 395	2, 041, 027, 764
第7 計算期間	平成 24 年 8 月 21 日～平成 25 年 8 月 19 日	39, 539, 038	516, 273, 479	1, 564, 293, 323
第8 計算期間	平成 25 年 8 月 20 日～平成 26 年 8 月 19 日	46, 375, 554	437, 468, 881	1, 173, 199, 996
第9 計算期間	平成 26 年 8 月 20 日～平成 27 年 8 月 19 日	44, 010, 603	466, 350, 557	750, 860, 042
第10 計算期間	平成 27 年 8 月 20 日～平成 28 年 8 月 19 日	22, 751, 275	77, 705, 007	695, 906, 310
第11 計算期間	平成 28 年 8 月 20 日～平成 29 年 8 月 21 日	18, 560, 542	63, 779, 005	650, 687, 847
第12 計算期間	平成 29 年 8 月 22 日～平成 30 年 8 月 20 日	42, 691, 032	60, 924, 289	632, 454, 590
第13 中間計算期間	平成 30 年 8 月 21 日～平成 31 年 2 月 20 日	14, 848, 296	20, 234, 184	627, 068, 702

《参考情報》

データの基準日:2019年2月28日

基準価額・純資産の推移

《2006年8月10日～2019年2月28日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したもので
あり、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2006年8月10日)

分配の推移(税引前)

2018年8月	260円
2017年8月	280円
2016年8月	250円
2015年8月	380円
2014年8月	280円
設定来累計	3,240円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

※比率(%)は、純資産額に対する当該資産の時価比率(小数点第二位四捨五入)です。
資産の種類の内書は、国／地域を表します。

資産の状況

組入上位10銘柄

資産の種類	比率(%)
株式	83.2
内 中国	40.2
内 台湾	17.5
内 ケイマン諸島	13.5
内 香港	11.9
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	16.8
合計(純資産額)	100.0

順位	銘柄名	種類	国／地域	業種	比率(%)
1	CHINA MERCHANTS BANK	株式	中国	銀行	8.1
2	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO	株式	台湾	半導体・半導体製造装置	7.2
3	ALIBABA GROUP HOLDING	株式	ケイマン諸島	小売	5.7
4	PING AN INSURANCE GROUP CO	株式	中国	保険	5.4
5	CTBC FINANCIAL HOLDING	株式	台湾	銀行	4.0
6	JIANGSU HENGRI MEDICINE CO	株式	中国	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.7
7	CHINA INTERNATIONAL TRAVEL SERVICE CORP	株式	中国	消費者サービス	3.4
8	AIA GROUP LTD	株式	香港	保険	3.3
9	TENCENT HOLDINGS LTD	株式	ケイマン諸島	メディア・娯楽	3.1
10	FOSHAN HAITIAN FLAVOURING & FOOD COMPANY	株式	中国	食品・飲料・タバコ	3.0

その他資産の投資状況

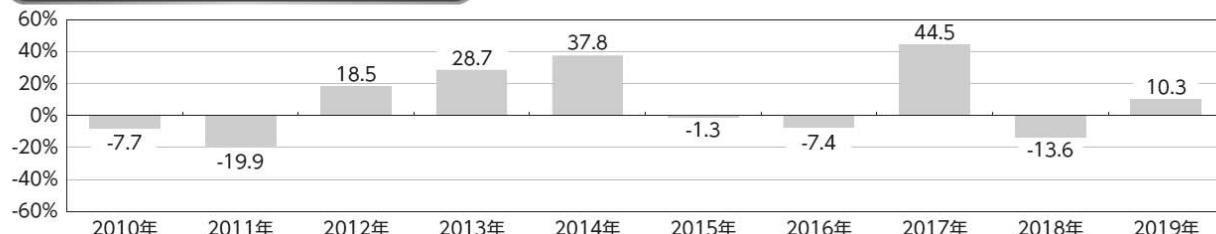
株価指数先物取引(売建) △10.9%

順位	銘柄名	買建／売建	比率(%)
1	H-SHARE 1903	売建	△4.6
2	FTSE CH 1903	売建	△3.9
3	MSCI TW 1903	売建	△2.4

株式組入上位5業種

順位	業種	比率(%)
1	銀行	16.9
2	保険	9.5
3	半導体・半導体製造装置	9.1
4	食品・飲料・タバコ	7.5
5	小売	5.7

年間收益率の推移(暦年ベース)



※年間收益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2019年については年初から基準日までの收益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。ただし、取得申込日が、香港証券取引所、上海証券取引所、深セン証券取引所、台湾証券取引所およびシンガポール証券取引所のいずれかの取引所の休業日にあたる場合には、お申込みの受付けはいたしません。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。
- (3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、2019年5月20日現在、販売会社における取扱いは「分配金再投資コース」のみとなっております。
- (4) 申込単位は、各販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 取得申込者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (6) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (7) 販売会社において金額買付（申込単位が金額にて表示されている場合）によるお申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額はお申込代金の中から差し引かれます。
- (8) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (9) 証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し1口単位をもって解約を請求することができます。
- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口

数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

(3) 解約請求の受け付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までに解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受け付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。ただし、解約請求受付日が、香港証券取引所、上海証券取引所、深セン証券取引所、台湾証券取引所およびシンガポール証券取引所のいずれかの取引所の休業日にあたる場合には、解約請求の受け付けはいたしません。

(4) 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額※として控除した価額(「解約価額」といいます。)とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

※ 「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する受益者と保有を継続する受益者との公平を確保するために、換金する受益者が負担する金額で、信託財産に組入れられます。

照会先の名称	電話番号※
アセットマネジメント One 株式会社	0120-104-694

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。(以下同じ。)

(5) 解約代金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

(7) 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この日が(3)に規定する一部解約の請求を受けない日である場合には、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受けることができる日とします。)に一部解約の実行の請求を受けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象の時価評価方法の原則＞

投資対象	評価方法
株式	計算日※における取引所の最終相場
上場先物取引等	計算日※における主たる取引所が発表する清算値段または最終相場
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
外国為替予約の円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

※ 外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。

② 当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに 12 月 31 日、1 月 2 日および 1 月 3 日以外の日とします。)に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は 1 万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメント One 株式会社	http://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2006 年 8 月 10 日から 2019 年 11 月 20 日までとします。

(4) 【計算期間】

原則として毎年 8 月 20 日から翌年 8 月 19 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は、2006 年 8 月 10 日から 2007 年 8 月 19 日までとします。

上記の規定にかかわらず、計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

① 信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

- 委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは信託契約の一部解約により、受益権の口数が 10 億口を下回ることとなる場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
 - この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - 前記 a. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヶ月を下らないものとします。
 - 前記 b. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 1. の信託契約の解約をしません。
 - 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公

告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- e. 前記b.からd.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b.の一定の期間が一ヶ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- f. 前記1.に定める信託契約の解約を行う場合において、前記b.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。

2. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「② 信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

1. 委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヶ月を下らないものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記2.に定める変更を行う場合において、前記3.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
7. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

③ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契

約に関する事業を承継させることができます。

④ 関係法人等との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

1. 委託会社と投資顧問会社であるフルトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドとの間の外部委託契約の契約期間は、当ファンドの信託契約と同一です。ただし、外部委託契約のいずれの当事者も、90日前の通知をもって当該契約を解約できます。なお、当該契約は日本法を準拠法とします。
2. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則1年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
3. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、委託会社は、「② 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤ 公告

委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.am-one.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書

委託会社は、決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

- ・交付運用報告書は、販売会社を通じて交付いたします。
- ・運用報告書（全体版）は、次のアドレスに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付いたします。

<http://www.am-one.co.jp/>

4 【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から 10 年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して 5 営業日までにお支払いを開始します。

(3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

マネックス・フルトン・チャイナ・フォーカス

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期計算期間の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成30年10月5日

アセットマネジメント One 株式会社

取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 山野 浩 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマネックス・フルトン・チャイナ・フォーカスの平成29年8月22日から平成30年8月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求める。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マネックス・フルトン・チャイナ・フォーカスの平成30年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アセットマネジメント One 株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【マネックス・フルトン・チャイナ・フォーカス】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 11 期計算期間 (平成 29 年 8 月 21 日現在)	第 12 期計算期間 (平成 30 年 8 月 20 日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	17, 284, 862	44, 628, 875
金銭信託	–	35, 149
コール・ローン	37, 097, 867	35, 000, 000
株式	641, 729, 840	642, 029, 038
その他有価証券	459, 881, 838	412, 705, 122
派生商品評価勘定	5, 297, 406	19, 643, 850
未収配当金	2, 171, 296	2, 290, 151
前払金	4, 379, 866	57, 532, 819
差入委託証拠金	14, 631, 598	21, 654, 000
流動資産合計	1, 182, 474, 573	1, 235, 519, 004
資産合計	1, 182, 474, 573	1, 235, 519, 004
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	18, 219, 259	16, 443, 819
未払解約金	94, 548	180, 462
未払受託者報酬	299, 211	358, 439
未払委託者報酬	10, 472, 339	12, 545, 447
未払利息	66	76
その他未払費用	23, 874	25, 741
流動負債合計	29, 109, 297	29, 553, 984
負債合計	29, 109, 297	29, 553, 984
純資産の部		
元本等		
元本	650, 687, 847	632, 454, 590
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金 (△)	502, 677, 429	573, 510, 430
(分配準備積立金)	329, 233, 011	375, 166, 825
元本等合計	1, 153, 365, 276	1, 205, 965, 020
純資産合計	1, 153, 365, 276	1, 205, 965, 020
負債純資産合計	1, 182, 474, 573	1, 235, 519, 004

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 11 期計算期間 (自 平成 28 年 8 月 20 日 至 平成 29 年 8 月 21 日)	第 12 期計算期間 (自 平成 29 年 8 月 22 日 至 平成 30 年 8 月 20 日)
営業収益		
受取配当金	20,467,649	21,558,531
配当株式	98,249	263,941
受取利息	8,511	157,840
有価証券売買等損益	247,639,965	99,092,934
派生商品取引等損益	△40,765,893	5,191,699
為替差損益	91,852,331	8,535,550
その他収益	—	134,984
営業収益合計	319,300,812	134,935,479
営業費用		
支払利息	3,394	7,415
受託者報酬	571,298	716,027
委託者報酬	19,995,253	25,061,070
その他費用	1,518,077	1,168,511
営業費用合計	22,088,022	26,953,023
営業利益又は営業損失 (△)	297,212,790	107,982,456
経常利益又は経常損失 (△)	297,212,790	107,982,456
当期純利益又は当期純損失 (△)	297,212,790	107,982,456
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	12,167,156	16,295,994
期首剰余金又は期首次欠損金 (△)	249,967,459	502,677,429
剰余金増加額又は欠損金減少額	8,651,444	42,930,812
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	8,651,444	42,930,812
剰余金減少額又は欠損金増加額	22,767,849	47,340,454
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	22,767,849	47,340,454
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	18,219,259	16,443,819
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	502,677,429	573,510,430

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 12 期計算期間 (自 平成 29 年 8 月 22 日 至 平成 30 年 8 月 20 日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、その他有価証券※1 原則として時価で評価しております。(※1 信託約款第 22 条 16 号に基づく、中国 A 株市場を対象とする株価連動証券を記載しております。)
2 派生商品等の評価基準及び評価方法	先物取引 原則として時価で評価しております。
3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は計算期間末日に残高がある場合、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
4 収益・費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 配当株式 配当株式は原則として、株式の配当落ち日において、その数量に相当する発行価額を計上しております。 有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。
5 その他	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成 29 年 8 月 22 日から平成 30 年 8 月 20 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第 11 期計算期間 (平成 29 年 8 月 21 日現在)	第 12 期計算期間 (平成 30 年 8 月 20 日現在)
1 計算期間末日における受益権の総数 650, 687, 847 口	1 計算期間末日における受益権の総数 632, 454, 590 口
2 計算期間末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産の額 (1 万口当たり純資産の額)	2 計算期間末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産の額 (1 万口当たり純資産の額)
1. 7725 円 (17, 725 円)	1. 9068 円 (19, 068 円)

(損益及び剩余金計算書に関する注記)

第 11 期計算期間 (自 平成 28 年 8 月 20 日 至 平成 29 年 8 月 21 日)	第 12 期計算期間 (自 平成 29 年 8 月 22 日 至 平成 30 年 8 月 20 日)																																										
1 信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	1 信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額																																										
委託費用 6,345,185 円	委託費用 7,956,785 円																																										
2 分配金の計算過程	2 分配金の計算過程																																										
計算期間末における費用控除後の配当等収益(18,829,181 円)、有価証券売買等損益(87,954,022 円)、収益調整金(173,444,418 円)、分配準備積立金(240,669,067 円)より、分配対象収益は 520,896,688 円(1 万口当たり 8,005 円)であり、うち 18,219,259 円(1 万口当たり 280 円)を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(16,892,645 円)、有価証券売買等損益(74,793,817 円)、収益調整金(198,343,605 円)、分配準備積立金(299,924,182 円)より、分配対象収益は 589,954,249 円(1 万口当たり 9,327 円)であり、うち 16,443,819 円(1 万口当たり 260 円)を分配金額としております。																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配当等収益</td> <td>A</td> <td>18,829,181 円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益</td> <td>B</td> <td>87,954,022 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金</td> <td>C</td> <td>173,444,418 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金</td> <td>D</td> <td>240,669,067 円</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>520,896,688 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配額</td> <td>F</td> <td>18,219,259 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			配当等収益	A	18,829,181 円	有価証券売買等損益	B	87,954,022 円	収益調整金	C	173,444,418 円	分配準備積立金	D	240,669,067 円	分配可能額	E=A+B+C+D	520,896,688 円	収益分配額	F	18,219,259 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配当等収益</td> <td>A</td> <td>16,892,645 円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益</td> <td>B</td> <td>74,793,817 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金</td> <td>C</td> <td>198,343,605 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金</td> <td>D</td> <td>299,924,182 円</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>589,954,249 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配額</td> <td>F</td> <td>16,443,819 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			配当等収益	A	16,892,645 円	有価証券売買等損益	B	74,793,817 円	収益調整金	C	198,343,605 円	分配準備積立金	D	299,924,182 円	分配可能額	E=A+B+C+D	589,954,249 円	収益分配額	F	16,443,819 円
項目																																											
配当等収益	A	18,829,181 円																																									
有価証券売買等損益	B	87,954,022 円																																									
収益調整金	C	173,444,418 円																																									
分配準備積立金	D	240,669,067 円																																									
分配可能額	E=A+B+C+D	520,896,688 円																																									
収益分配額	F	18,219,259 円																																									
項目																																											
配当等収益	A	16,892,645 円																																									
有価証券売買等損益	B	74,793,817 円																																									
収益調整金	C	198,343,605 円																																									
分配準備積立金	D	299,924,182 円																																									
分配可能額	E=A+B+C+D	589,954,249 円																																									
収益分配額	F	16,443,819 円																																									

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第 11 期計算期間 (自 平成 28 年 8 月 20 日 至 平成 29 年 8 月 21 日)	第 12 期計算期間 (自 平成 29 年 8 月 22 日 至 平成 30 年 8 月 20 日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。</p> <p>これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。</p> <p>当ファンドは信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っており、当該デリバティブ取引は対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。</p> <p>また、外貨建証券の売買等の決済に伴い必要となる外貨の売買のために、為替予約取引を行っております。</p>	同左

3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。</p> <p>リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p> <p>なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。</p> <p>①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第11期計算期間 (平成29年8月21日現在)	第12期計算期間 (平成30年8月20日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 株式、その他有価証券</p> <p>①わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されている有価証券 当該有価証券については、原則として上記の取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>②時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 先物取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 株式、その他有価証券</p> <p>同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 先物取引</p> <p>同左</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>同左</p>

(有価証券に関する注記)

① 売買目的有価証券

第 11 期計算期間(自 平成 28 年 8 月 20 日 至 平成 29 年 8 月 21 日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	118,915,174
その他有価証券	120,976,363
合計	239,891,537

第 12 期計算期間(自 平成 29 年 8 月 22 日 至 平成 30 年 8 月 20 日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	13,475,962
その他有価証券	30,461,074
合計	43,937,036

(デリバティブ取引等に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(株式関連)

第 11 期計算期間 (平成 29 年 8 月 21 日現在)

区分	種類	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)
			うち 1 年超	
市場取引	株価指数先物取引 売建	298,725,179	—	293,427,773
	合計	298,725,179	—	293,427,773
				5,297,406

第 12 期計算期間 (平成 30 年 8 月 20 日現在)

区分	種類	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)
			うち 1 年超	
市場取引	株価指数先物取引 売建	306,286,024	—	286,642,174
	合計	306,286,024	—	286,642,174
				19,643,850

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場により評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 11 期計算期間 (自 平成 28 年 8 月 20 日 至 平成 29 年 8 月 21 日)	第 12 期計算期間 (自 平成 29 年 8 月 22 日 至 平成 30 年 8 月 20 日)
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

項目	期別	第 11 期計算期間 (平成 29 年 8 月 21 日現在)	第 12 期計算期間 (平成 30 年 8 月 20 日現在)
期首元本額		695, 906, 310 円	650, 687, 847 円
期中追加設定元本額		18, 560, 542 円	42, 691, 032 円
期中一部解約元本額		63, 779, 005 円	60, 924, 289 円

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

(平成 30 年 8 月 20 日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米・ドル	JD. COM INC-ADR	3, 500	32. 22	112, 770. 00	
	ALIBABA GROUP HOLDING	3, 435	172. 78	593, 499. 30	
	銘柄数：2	6, 935		706, 269. 30	
				(78, 085, 133)	
				12. 2%	
香港・ドル	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	130, 000	7. 21	937, 300. 00	
	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	11, 260	89. 55	1, 008, 333. 00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	17, 000	46. 15	784, 550. 00	
	MGM CHINA HOLDINGS LTD	68, 000	13. 68	930, 240. 00	
	CHINA RESOURCES BEER COMPANY	74, 666	32. 55	2, 430, 378. 30	
	TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	64, 000	15. 28	977, 920. 00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	18, 500	37. 55	694, 675. 00	
	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	172, 000	6. 79	1, 167, 880. 00	
	IND & COMM BK OF CHINA-H	394, 039	5. 62	2, 214, 499. 18	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	3, 563	220. 00	783, 860. 00	
	AIA GROUP LTD	38, 000	65. 90	2, 504, 200. 00	
	CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	20, 800	29. 60	615, 680. 00	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	30, 000	23. 20	696, 000. 00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	18, 260	55. 35	1, 010, 691. 00	
	SWIRE PROPERTIES LTD	20, 000	30. 60	612, 000. 00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	17, 000	337. 00	5, 729, 000. 00	
	SUNNY OPTICAL TECHNOLOGY	5, 000	88. 55	442, 750. 00	
	CHINA UNICOM LIMITED	102, 000	8. 98	915, 960. 00	
小計	銘柄数：18	1, 204, 088		24, 455, 916. 48	

				(344, 339, 304)	
	組入時価比率 : 28. 6%			53. 6%	
新台湾・ドル	PRESIDENT CHAIN STORE CORP	17, 000	317. 50	5, 397, 500. 00	
	CTBC FINANCIAL HOLDING	661, 494	21. 15	13, 990, 598. 10	
	HON HAI PRECISION INDUSTRY	72, 000	81. 10	5, 839, 200. 00	
	MEDIATEK INC	10, 000	247. 00	2, 470, 000. 00	
	POWERTECH TECHNOLOGY INC	53, 000	84. 80	4, 494, 400. 00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO	121, 000	239. 50	28, 979, 500. 00	
	銘柄数 : 6	934, 494		61, 171, 198. 10	
小計	組入時価比率 : 18. 2%			(219, 604, 601)	
				34. 2%	
合 計		2, 145, 517		642, 029, 038	
				(642, 029, 038)	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券

(平成 30 年 8 月 20 日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
その他有価証券	米・ドル	HSBC CHINA MERCHANT P-NOTE-C	189, 025	728, 880. 40	
		HSBC JIANGSU HENGRIU P-NOTE-C	62, 192	586, 657. 13	
		HSBC POLY REAL ESTATE P-NOTE-C	101, 693	161, 895. 25	
		HSBC SHANGHAI JAHWA UNITED CO P-NOTE-C	52, 000	244, 868. 00	
		HSBC YONGHUI SUPERSTORES P-NOTE-C	154, 000	157, 234. 00	
		JP MORGAN CHINA INTERNATIONAL P-NOTE-C	40, 000	331, 600. 00	
		JP MORGAN HANGZHOU HIKVISION P-NOTE-C	50, 000	222, 500. 00	
		JP MORGAN KWEICHOW MOUTAI P-NOTE-C	4, 000	368, 640. 00	
		JP MORGAN MIDEA GROUP P-NOTE-C	32, 000	191, 040. 00	
		JP MORGAN PING AN INSURANCE P-NOTE-C	57, 611	472, 986. 31	
		JPM FOSHAN HAITIAN FLAVOURING P-NOTE-C	28, 000	266, 560. 00	
小計	銘柄数 : 11		770, 521	3, 732, 861. 09	
				(412, 705, 122)	

	組入時価比率：34.2%		100.0%	
合計			412,705,122	(412,705,122)

(注1) 比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	組入その他有価証券時価比率	合計金額に対する比率
米・ドル	株式 2 銘柄	15.9%	—	7.4%
	その他有価証券 11 銘柄	—	84.1%	39.2%
香港・ドル	株式 18 銘柄	100.0%	—	32.6%
新台湾・ドル	株式 6 銘柄	100.0%	—	20.8%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。

【中間財務諸表】

マネックス・フルトン・チャイナ・フォーカス

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年 大蔵省令第 38 号）ならびに同規則第 38 条の 3 及び第 57 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算 に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 13 期中間計算期間の中間財務 諸表について、EY 新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

平成31年4月5日

アセットマネジメント One 株式会社

取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 山野 浩 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマネックス・フルトン・チャイナ・フォーカスの平成30年8月21日から平成31年2月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マネックス・フルトン・チャイナ・フォーカスの平成31年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成30年8月21日から平成31年2月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

アセットマネジメント One 株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【マネックス・フルトン・チャイナ・フォーカス】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

第 13 期中間計算期間
(平成 31 年 2 月 20 日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	186, 607, 954
金銭信託	819, 351
コール・ローン	18, 000, 000
株式	988, 650, 843
未収入金	2, 923
前払金	15, 653, 593
差入委託証拠金	20, 602, 938
流動資産合計	1, 230, 337, 602
資産合計	1, 230, 337, 602
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	11, 067, 821
未払解約金	2, 769, 776
未払受託者報酬	323, 567
未払委託者報酬	11, 324, 851
未払利息	29
その他未払費用	22, 334
流動負債合計	25, 508, 378
負債合計	25, 508, 378
純資産の部	
元本等	
元本	627, 068, 702
剩余金	
中間剩余金又は中間欠損金 (△)	577, 760, 522
(分配準備積立金)	363, 485, 087
元本等合計	1, 204, 829, 224
純資産合計	1, 204, 829, 224
負債純資産合計	1, 230, 337, 602

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

第13期中間計算期間 (自 平成30年8月21日 至 平成31年2月20日)	
営業収益	
受取配当金	1,906,248
配当株式	182,227
受取利息	512,586
有価証券売買等損益	17,022,732
派生商品取引等損益	△12,029,584
為替差損益	12,687,888
その他収益	184,587
営業収益合計	20,466,684
営業費用	
支払利息	2,624
受託者報酬	323,567
委託者報酬	11,324,851
その他費用	263,348
営業費用合計	11,914,390
営業利益又は営業損失(△)	8,552,294
経常利益又は経常損失(△)	8,552,294
中間純利益又は中間純損失(△)	8,552,294
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	△365,082
期首剰余金又は期首次欠損金(△)	573,510,430
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,580,174
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	13,580,174
剰余金減少額又は欠損金増加額	18,247,458
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	18,247,458
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金(△)	577,760,522

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 13 期中間計算期間 (自 平成 30 年 8 月 21 日 至 平成 31 年 2 月 20 日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。
2 派生商品等の評価基準及び評価方法	先物取引 原則として時価で評価しております。
3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は中間計算期間末日に残高がある場合、原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
4 収益・費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 配当株式 配当株式は原則として、株式の配当落ち日において、その数量に相当する発行価額を計上しております。 有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第 13 期中間計算期間 (平成 31 年 2 月 20 日現在)		
1 中間計算期間末日における受益権の総数		627,068,702 口
2 中間計算期間末日における 1 単位当たりの純資産の額	1 口当たり純資産の額	1,9214 円
	(1 万口当たり純資産の額)	(19,214 円)

(中間損益及び剩余金計算書に関する注記)

<p style="text-align: center;">第 13 期中間計算期間 (自 平成 30 年 8 月 21 日 至 平成 31 年 2 月 20 日)</p>	
<p>1 信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するための費用として委託者報酬の中から支弁している額</p>	
委託費用	3,595,186 円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第 13 期中間計算期間 (平成 31 年 2 月 20 日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	中間貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>株式</p> <p>①わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されている有価証券 当該有価証券については、原則として上記の取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>②時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>先物取引</p> <p>デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
(株式関連)

第13期中間計算期間（平成31年2月20日現在）

区分	種類	契約額等（円）	時価（円）		評価損益（円）
			うち1年超	－	
市場取引	株価指数先物取引 売建	289,592,355	－	300,660,176	△11,067,821
合計		289,592,355	－	300,660,176	△11,067,821

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場により評価しております。

(その他の注記)

項目	期別 第13期中間計算期間 (平成31年2月20日現在)
期首元本額	632,454,590円
期中追加設定元本額	14,848,296円
期中一部解約元本額	20,234,184円

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成31年2月28日現在です。

【純資産額計算書】

I 資産総額	1,236,456,669円
II 負債総額	2,245,576円
III 純資産総額（I - II）	1,234,211,093円
IV 発行済口数	627,191,957口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.9678円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再

分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2019年2月28日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数*	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

*種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2019年2月28日現在）

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の

議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

1. 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2019年2月28日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1, 208, 218, 266, 308
追加型株式投資信託	871	12, 971, 273, 353, 960
単位型公社債投資信託	46	178, 520, 111, 161
単位型株式投資信託	154	1, 193, 507, 472, 892
合計	1, 097	15, 551, 519, 204, 321

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメント One 株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）により作成しております。
2. 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき第 34 期事業年度（自 2018 年 4 月 1 日至 2019 年 3 月 31 日）の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2019年5月30日

アセットマネジメント One 株式会社
取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 湯原 尚 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山野 浩 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメント One 株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメント One 株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	49,071,217	41,087,475
金銭の信託	12,083,824	18,773,228
有価証券	—	153,518
未収委託者報酬	11,769,015	12,438,085
未収運用受託報酬	4,574,225	3,295,109
未収投資助言報酬	341,689	327,064
未収収益	59,526	56,925
前払費用	569,431	573,874
その他	427,238	491,914
流動資産計	78,896,169	77,197,195
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,643,826	1,461,316
器具備品	※1 1,156,953	※1 1,096,916
建設仮勘定	476,504	364,399
10,368		—
無形固定資産	1,934,700	2,411,540
ソフトウエア	1,026,319	885,545
ソフトウエア仮勘定	904,389	1,522,040
電話加入権	3,931	3,931
電信電話専用施設利用権	60	23
投資その他の資産	8,270,313	9,269,808
投資有価証券	1,721,433	1,611,931
関係会社株式	3,229,196	4,499,196
長期差入保証金	1,518,725	1,312,328
繰延税金資産	1,699,533	1,748,459
その他	101,425	97,892
固定資産計	11,848,840	13,142,665
資産合計	90,745,010	90,339,861

(単位：千円)

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,003,550	2,183,889
未払金	5,081,728	5,697,942
未払収益分配金	1,031	1,053
未払償還金	57,275	48,968
未払手数料	4,629,133	4,883,723
その他未払金	394,288	764,196
未払費用	7,711,038	6,724,986
未払法人税等	5,153,972	3,341,238
未払消費税等	1,660,259	576,632
賞与引当金	1,393,911	1,344,466
役員賞与引当金	49,986	48,609
本社移転費用引当金	156,587	—
流動負債計	22,211,034	19,917,766
固定負債		
退職給付引当金	1,637,133	1,895,158
時効後支払損引当金	199,026	177,851
固定負債計	1,836,160	2,073,009
負債合計	24,047,195	21,990,776
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	19,552,957	19,552,957
資本準備金	2,428,478	2,428,478
その他資本剰余金	17,124,479	17,124,479
利益剰余金	44,349,855	45,949,372
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金	44,226,562	45,826,079
別途積立金	24,580,000	31,680,000
研究開発積立金	300,000	—
運用責任準備積立金	200,000	—
繰越利益剰余金	19,146,562	14,146,079
株主資本計	65,902,812	67,502,329
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	795,002	846,755
評価・換算差額等計	795,002	846,755
純資産合計	66,697,815	68,349,085
負債・純資産合計	90,745,010	90,339,861

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第33期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	84,705,447	84,812,585
運用受託報酬	19,124,427	16,483,356
投資助言報酬	1,217,672	1,235,553
その他営業収益	117,586	113,622
営業収益計	105,165,133	102,645,117
営業費用		
支払手数料	37,242,284	36,100,556
広告宣伝費	379,873	387,028
公告費	1,485	375
調査費	23,944,438	24,389,003
調査費	10,677,166	9,956,757
委託調査費	13,267,272	14,432,246
委託計算費	1,073,938	936,075
営業雑経費	1,215,963	1,254,114
通信費	48,704	47,007
印刷費	947,411	978,185
協会費	64,331	63,558
諸会費	22,412	22,877
支払販売手数料	133,104	142,485
営業費用計	63,857,984	63,067,153
一般管理費		
給料	11,304,873	10,859,354
役員報酬	189,022	189,198
給料・手当	9,565,921	9,098,957
賞与	1,549,929	1,571,197
交際費	58,863	60,115
寄付金	5,150	7,255
旅費交通費	395,605	361,479
租税公課	625,498	588,172
不動産賃借料	1,534,255	1,511,876
退職給付費用	595,876	521,184
固定資産減価償却費	1,226,472	590,667
福利厚生費	49,797	45,292
修繕費	4,620	16,247
賞与引当金繰入額	1,393,911	1,344,466
役員賞与引当金繰入額	49,986	48,609
機器リース料	148	130
事務委託費	3,037,804	3,302,806
事務用消耗品費	144,804	131,074
器具備品費	5,253	8,112
諸経費	149,850	188,367
一般管理費計	20,582,772	19,585,212
営業利益	20,724,376	19,992,752

(単位：千円)

	第33期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
営業外収益				
受取利息	1,430		1,749	
受取配当金	74,278		73,517	
時効成立分配金・償還金	256		8,582	
為替差益	8,530		—	
投資信託解約益	236,398		—	
投資信託償還益	93,177		—	
受取負担金	—		177,066	
雑収入	10,306		24,919	
時効後支払損引当金戻入額	17,429		19,797	
営業外収益計		441,807		305,633
営業外費用				
為替差損	—		17,542	
投資信託解約損	4,138		—	
投資信託償還損	17,065		—	
金銭の信託運用損	99,303		175,164	
雑損失	—		5,659	
営業外費用計		120,507		198,365
経常利益		21,045,676		20,100,019
特別利益				
固定資産売却益	1		—	
投資有価証券売却益	479,323		353,644	
関係会社株式売却益	※1 1,492,680	※1	—	
本社移転費用引当金戻入額	138,294		—	
その他特別利益	350		—	
特別利益計		2,110,649		353,644
特別損失				
固定資産除却損	※2 36,992	※2	19,121	
固定資産売却損	134		—	
退職給付制度終了損	690,899		—	
システム移行損失	76,007		—	
その他特別損失	50		—	
特別損失計		804,083		19,121
税引前当期純利益		22,352,243		20,434,543
法人税、住民税及び事業税		6,951,863		6,386,793
法人税等調整額		△249,832		△71,767
法人税等合計		6,702,031		6,315,026
当期純利益		15,650,211		14,119,516

(3) 【株主資本等変動計算書】

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剩余金			利益剩余金				
		資本準備金	その他 資本剩余金	資本剩余金 合計	利益 準備金	別途 積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剩余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	6,696,350
当期変動額									
剩余金の配当									△ 3,200,000
当期純利益									15,650,211
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	—	—	12,450,211
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	19,146,562

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計	
	利益剩余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
	利益剩余金 合計					
当期首残高	31,899,643	53,452,601	517,864	517,864	53,970,465	
当期変動額						
剩余金の配当	△ 3,200,000	△ 3,200,000			△ 3,200,000	
当期純利益	15,650,211	15,650,211			15,650,211	
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)		—	277,137	277,137	277,137	
当期変動額合計	12,450,211	12,450,211	277,137	277,137	12,727,349	
当期末残高	44,349,855	65,902,812	795,002	795,002	66,697,815	

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本								
	資本準備金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	別途 積立金		研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	19,146,562
当期変動額									
剰余金の配当									△12,520,000
当期純利益									14,119,516
別途積立金 の積立						7,100,000			
研究開発 積立金の取崩							△300,000		
運用責任準備 積立金の取崩								△200,000	
繰越利益剰余金 の取崩									△6,600,000
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	7,100,000	△300,000	△200,000	△ 5,000,483
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	—	—	14,146,079

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計	
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
	利益剰余金 合計					
当期首残高	44,349,855	65,902,812	795,002	795,002	66,697,815	
当期変動額						
剰余金の配当	△12,520,000	△12,520,000			△12,520,000	
当期純利益	14,119,516	14,119,516			14,119,516	
別途積立金 の積立	7,100,000	7,100,000			7,100,000	
研究開発 積立金の取崩	△300,000	△300,000			△300,000	
運用責任準備 積立金の取崩	△200,000	△200,000			△200,000	
繰越利益剰余金 の取崩	△6,600,000	△6,600,000			△6,600,000	
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)		—	51,753	51,753	51,753	
当期変動額合計	1,599,516	1,599,516	51,753	51,753	1,651,270	
当期末残高	45,949,372	67,502,329	846,755	846,755	68,349,085	

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの：移動平均法による原価法</p>
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>(5) 本社移転費用引当金は、本社移転に関連して発生する損失に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。</p>
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

表示方法の変更

第34期（自 2018年4月1日至 2019年3月31日）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」842,996千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,699,533千円に含めて表示しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

（千円）

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
建物	140,580	229,897
器具備品	847,466	927,688

（損益計算書関係）

※1. 関係会社に対する事項

（千円）

	第33期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
関係会社株式売却益	1,492,680	—

※2. 固定資産除却損の内訳

（千円）

	第33期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
建物	298	1,550
器具備品	8,217	439
ソフトウエア	28,472	17,130
電話加入権	3	—

（株主資本等変動計算書関係）

第33期（自 2017年4月1日至 2018年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年6月21日 定時株主総会	普通株式	3,200,000	80,000	2017年3月31日	2017年6月22日
	A種種類株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	12,520,000	313,000	2018年3月31日	2018年6月21日
	A種種類株式					

第34期(自 2018年4月1日至2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月20日 定時株主総会	普通株式	12,520,000	313,000	2018年3月31日	2018年6月21日
	A種種類株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年6月20日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	11,280,000	282,000	2019年3月31日	2019年6月21日
	A種種類株式					

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としています。

有価証券及び投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません ((注2) 参照)。

第33期 (2018年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	49,071,217	49,071,217	—
(2) 金銭の信託	12,083,824	12,083,824	—
(3) 未収委託者報酬	11,769,015	11,769,015	—
(4) 未収運用受託報酬	4,574,225	4,574,225	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,448,968	1,448,968	—
資産計	78,947,251	78,947,251	—
(1) 未払手数料	4,629,133	4,629,133	—
負債計	4,629,133	4,629,133	—

第34期 (2019年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	41,087,475	41,087,475	—
(2) 金銭の信託	18,773,228	18,773,228	—
(3) 未収委託者報酬	12,438,085	12,438,085	—
(4) 未収運用受託報酬	3,295,109	3,295,109	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,488,684	1,488,684	—
資産計	77,082,582	77,082,582	—
(1) 未払手数料	4,883,723	4,883,723	—
負債計	4,883,723	4,883,723	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 未収委託者報酬及び (4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(千円)

区分	第 33 期 (2018 年 3 月 31 日現在)	第 34 期 (2019 年 3 月 31 日現在)
①非上場株式	272, 464	276, 764
②関係会社株式	3, 229, 196	4, 499, 196

①非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができるず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

②関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができるず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注 3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第 33 期 (2018 年 3 月 31 日現在)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
(1) 現金・預金	49, 071, 217	—	—	—
(2) 金銭の信託	12, 083, 824	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	11, 769, 015	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	4, 574, 225	—	—	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	—	3, 995	—	—

第 34 期 (2019 年 3 月 31 日現在)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
(1) 現金・預金	41, 087, 475	—	—	—
(2) 金銭の信託	18, 773, 228	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	12, 438, 085	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3, 295, 109	—	—	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	153, 518	1, 995	996	—

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式 (第 33 期の貸借対照表計上額 3, 229, 196 千円、第 34 期の貸借対照表計上額 4, 499, 196 千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

第33期（2018年3月31日現在）

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
①株式	1,267,157	146,101	1,121,055
②投資信託	177,815	153,000	24,815
小計	1,444,972	299,101	1,145,870
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
①株式	—	—	—
②投資信託	3,995	4,000	△ 4
小計	3,995	4,000	△ 4
合計	1,448,968	303,101	1,145,866

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 272,464 千円）については、市場価格がなく、時価を把握すること
が極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第34期（2019年3月31日現在）

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
①株式	1,326,372	111,223	1,215,148
②投資信託	158,321	153,000	5,321
小計	1,484,694	264,223	1,220,470
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
①株式	—	—	—
②投資信託	3,990	4,000	△ 9
小計	3,990	4,000	△ 9
合計	1,488,684	268,223	1,220,460

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 276,674 千円）については、市場価格がなく、時価を把握すること
が極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	544,326	479,323	—
投資信託	2,480,288	329,576	21,204

(注) 投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、解約又は償還によるもので
あります。

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	394,222	353,644	—
投資信託	—	—	—

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社は2017年10月1日付で、確定給付企業年金制度を確定拠出年金制度等に移行するとともに、退職一時金制度を改定しました。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第33期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,718,372	2,154,607
勤務費用	269,128	300,245
利息費用	7,523	1,918
数理計算上の差異の発生額	61,792	△10,147
退職給付の支払額	△111,758	△158,018
確定拠出制度への移行に伴う減少額	△1,316,796	—
退職一時金制度改定に伴う増加額	526,345	—
その他	—	438
退職給付債務の期末残高	2,154,607	2,289,044

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第33期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
年金資産の期首残高	1,363,437	—
期待運用収益	17,042	—
事業主からの拠出額	36,672	—
確定拠出制度への移行に伴う減少額	△1,417,152	—
年金資産の期末残高	—	—

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,154,607	2,289,044
未積立退職給付債務	2,154,607	2,289,044
未認識数理計算上の差異	△204,636	△150,568
未認識過去勤務費用	△312,836	△243,317
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,637,133	1,895,158
退職給付引当金	1,637,133	1,895,158
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,637,133	1,895,158

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第33期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
勤務費用	269,128	300,245
利息費用	7,523	1,918
期待運用収益	△17,042	—
数理計算上の差異の費用処理額	88,417	43,920
過去勤務費用の費用処理額	39,611	69,519
退職一時金制度改定に伴う費用処理額	70,560	—
その他	△1,620	△3,640
確定給付制度に係る退職給付費用	456,577	411,963
制度移行に伴う損失(注)	690,899	—

(注) 特別損失に計上しております。

(5) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00%～4.42%	1.00%～4.42%

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	第33期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	△300,927	—
退職給付費用	53,156	—
制度への拠出額	△35,640	—
確定拠出制度への移行に伴う減少額	391,600	—
退職一時金制度改定に伴う振替額	△108,189	—
退職給付引当金の期末残高	—	—

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 53,156 千円 当事業年度一千円

4. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 86,141 千円、当事業年度 104,720 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	<u>第 33 期</u> (2018 年 3 月 31 日現在)	<u>第 34 期</u> (2019 年 3 月 31 日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	290,493	173,805
未払事業所税	11,683	10,915
賞与引当金	426,815	411,675
未払法定福利費	81,186	80,253
未払給与	9,186	7,961
受取負担金	—	138,994
運用受託報酬	—	102,490
資産除去債務	90,524	10,152
減価償却超過額（一括償却資産）	11,331	4,569
減価償却超過額	176,791	125,839
繰延資産償却超過額（税法上）	34,977	135,542
退職給付引当金	501,290	580,297
時効後支払損引当金	60,941	54,458
ゴルフ会員権評価損	13,173	7,360
関係会社株式評価損	166,740	166,740
投資有価証券評価損	28,976	28,976
本社移転費用引当金	47,947	—
その他	29,193	29,494
繰延税金資産小計	<u>1,981,254</u>	<u>2,069,527</u>
評価性引当額	—	—
繰延税金資産合計	<u>1,981,254</u>	<u>2,069,527</u>
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△281,720	△321,067
繰延税金負債合計	<u>△281,720</u>	<u>△321,067</u>
繰延税金資産の純額	<u>1,699,533</u>	<u>1,748,459</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 統合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸收合併存続会社、新光投信を吸收合併消滅会社とする吸收合併、②TBを吸收分割会社、吸收合併後のMHAMを吸收分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸收分割、③DIAMを吸收合併存続会社、MHAMを吸收合併消滅会社とする吸收合併の順に実施しております。

4. 統合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸收合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率（*）	1	0.0154

（*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸收合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸收合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212,500千円
取得原価		144,212,500千円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれんの金額	76,224,837千円
b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c. のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451,657千円
	うち現金・預金	11,605,537千円
	うち金銭の信託	11,792,364千円
b. 負債の額	負債合計	9,256,209千円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539,592千円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030,000千円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030,000千円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	

顧客関連資産

16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
流動資産	一千円	一千円
固定資産	114,270,495千円	104,326,078千円
資産合計	114,270,495千円	104,326,078千円
流動負債	一千円	一千円
固定負債	13,059,836千円	10,571,428千円
負債合計	13,059,836千円	10,571,428千円
純資産	101,210,659千円	93,754,650千円
(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。		
のれん	70,507,975千円	66,696,733千円
顧客関連資産	45,200,838千円	39,959,586千円

(2) 損益計算書項目

	第33期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業収益	一千円	一千円
営業利益	△9,012,128千円	△9,043,138千円
経常利益	△9,012,128千円	△9,043,138千円
税引前当期純利益	△9,012,128千円	△9,091,728千円
当期純利益	△7,419,617千円	△7,489,721千円
1株当たり当期純利益	△185,490円43銭	△187,243円04銭
(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。		
のれんの償却額	3,811,241千円	3,811,241千円
顧客関連資産の償却額	5,233,360千円	5,241,252千円

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日） 及び 第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当はありません。

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当はありません。

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	6,470,802	未払手数料	894,336
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	9,079,083	未払手数料	1,549,208

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	6,048,352	未払手数料	915,980
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	1,270,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注 2) 子会社株式の取得は、独立した第三者機関により算定された価格を基礎として協議の上、合理的に決定しております。

(注 3) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

(1 株当たり情報)

	第33期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1 株当たり純資産額	1,667,445 円 37 銭	1,708,727 円 13 銭
1 株当たり当期純利益金額	391,255 円 29 銭	352,987 円 92 銭

(注 1) 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注 2) 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第33期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純利益金額	15,650,211 千円	14,119,516 千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	15,650,211 千円	14,119,516 千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数 (うち普通株式) (うち A 種種類株式)	40,000 株 (24,490 株) (15,510 株)	40,000 株 (24,490 株) (15,510 株)

(注 1) A 種種類株式は、剩余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1 株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

2018年6月20日付で、総則の「目的」に関する事項の定款の変更を行いました。

委託会社は、株式会社みずほ銀行から、みずほグローバルオルタナティブインベストメント株式会社（以下「MGAI」といいます。）の発行済株式の全てについて2018年11月1日付で譲り受け、MGAIを100%子会社（新商号：アセットマネジメント One オルタナティブインベストメント株式会社）としました。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

**追加型証券投資信託
マネックス・フルトン・チャイナ・フォーカス 約款**

運用の基本方針

約款第24条の規定に基づき、委託者の別に定める運用の基本方針は、次のものといたします。

基本方針

この投資信託は、信託財産の中・長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

運用方法

(1) 投資対象

中華人民共和国（香港を含み、以下「中国」といいます。）ならびに中国周辺国の株式、株価連動証券ならびに株価指数先物取引を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として、中国、および台湾など中国周辺国の企業の株式（D R（預託証券）を含みます。）ならびに中国A株市場に上場する株式を対象とする株価連動証券への投資を行うと同時に、株価指数先物を売建てることにより、絶対収益の獲得を目指します。
- ② 株式および株価連動証券への投資にあたっては、各地域ごとに銘柄の調査・分析を行い、各株式市場において市場全体の値動きに対して超過収益が見込まれる銘柄に投資します。
- ③ 株式および株価連動証券への投資割合は、原則として高位を維持します。
- ④ 株価指数先物取引を積極的に利用することにより、株式（株価連動証券を含みます。）と株価指数先物取引の合計の割合（以下「実質株式組入比率」といいます。）が信託財産の純資産総額に対し 50%～80%程度とすることを基本とします。なお、実質株式組入比率を最大で-50%～100%の範囲内で機動的に調整する場合があります。また、株価指数先物取引の代わりに、信用取引による株式の売建てを利用して実質株式組入比率を調整する場合があります。
- ⑤ 外貨建資産については、為替相場の見通しに基づき為替ヘッジを機動的に行うことにより、為替変動リスクの低減を目指します。なお、為替ヘッジについては、各外貨建資産の通貨または当該通貨と連動性が高いと判断される通貨を利用した為替ヘッジを行う場合があります。
- ⑥ 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑦ 運用指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用の指図に関する権限）を、フルトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドに委託します。
- ⑧ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑨ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なる通貨、異なる受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑩ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことがあります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑦ 投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑧ 有価証券先物取引等の利用は、ヘッジ目的に限定しません。
- ⑨ スワップ取引は、約款第31条の範囲で行います。
- ⑩ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第32条の範囲で行います。
- ⑪ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 収益分配に充てなかつた利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

**追加型証券投資信託
マネックス・フルトン・チャイナ・フォーカス 約款**

信託の種類、委託者および受託者

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメント One 株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

信託事務の委託

第2条 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

信託の目的および金額

第3条 委託者は、金 4 億 5 千万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

信託金の限度額

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 150 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

信託期間

第5条 この信託の期間は、この信託契約締結日から第 53 条第 8 項、第 54 条第 1 項、第 55 条第 1 項、第 56 条第 1 項および第 58 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

受益権の取得申込みの勧誘の種類

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

当初の受益者

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権の分割および再分割

第8条 委託者は、第 3 条の規定による受益権について 4 億 5 千万口を均等に分割します。また、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第 35 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

信託日時の異なる受益権の内容

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益権の帰属と受益証券の不発行

第11条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を

行わないものとします。

- ③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後、当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

受益権の設定にかかる受託者の通知

第 12 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

受益権の申込単位および価額

第 13 条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権をその取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ委託者の承認を得て定める申込単位をもつて取得申込に応ずることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税ならびに地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を加算した価額とします。
- ④ 前項の手数料の額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に委託者の指定する証券会社および登録金融機関が、それぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。
- ⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、取得申込日が香港証券取引所、上海証券取引所、深セン証券取引所、台湾証券取引所およびシンガポール証券取引所のいずれかの取引所の休業日と同日の場合には、原則として受益権の取得申込みの受付は行いません。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が受益者と結んだ別に定める収益分配金の再投資に関する契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合においては、1 口の整数倍をもって当該取得の申込みに応ずることができるものとします。この場合の受益権の価額は、原則として第 45 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、証券取引所（「証券取引所」とは、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

受益証券の種類

第 14 条（削除）

受益権の譲渡にかかる記載または記録

第 15 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

第 16 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

無記名式の受益証券の再交付

第17条 (削除)

記名式の受益証券の再交付

第18条 (削除)

受益証券を毀損した場合等の再交付

第19条 (削除)

受益証券の再交付の費用

第20条 (削除)

投資の対象とする資産の種類

第21条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第30条、第31条および第32条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形（イ.に掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

運用の指図範囲

第22条 委託者（第25条に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、本条、第23条、第24条、第26条から第33条、第35条、第36条第3項第3号、第40条、第41条および第43条について同じ。）は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人が発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第14号の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定

により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託 (金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

受託者の自己または利害関係人等との取引

第23条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第36条において同じ。)、第36条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第21条および第22条第1項および第2項に定める資産への投資等を行うことができます。

② 前項の取扱いは、第29条ないし第33条、第35条、第40条ないし第42条における委託者の指図による取引についても同様とします。

運用の基本方針

第24条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

運用の権限委託

第25条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、次に関する権限を次の者に委託します。

委託する範囲: 円の余資運用指図に関する権限以外のこの信託の運用の指図に関する権限

委託先名称: フルトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド

委託先所在地: 3 Fraser Street #09-28 DUO Tower

Singapore 189352

② 前項の委託を受けた者が受けける報酬は、第48条に基づいて委託者が受けける報酬から毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに支弁するものとし、その報酬額は、第45条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の60の率を乗じて得た額および第48条第1項第2号に規定する成功報酬額の合計額とします。

③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

投資する株式等の範囲

第26条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

同一銘柄の株式等への投資制限

第27条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

第28条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

信用取引の指図範囲

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲を超えないもの

とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超える事となった場合には、委託者は速やかに、その超えた額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

信用リスク集中回避のための投資制限

第29条の1の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

第29条の2 委託者は、デリバティブ取引等（デリバティブ取引とは、金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。）を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます（ただし、この信託において取引可能なものに限ります。以下同じ。））について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

先物取引等の運用指図・目的

第30条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

第31条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なる通貨、異なる受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

第32条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

⑤ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

第34条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

第35条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

信託業務の委託等

第36条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

有価証券の保管

第37条 (削除)

混載寄託

第38条 金融機関または証券会社等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社等の名義で混載寄託できるものとします。

信託財産の登記等および記載等の留保等

第39条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

有価証券の売却等の指図

第40条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

再投資の指図

第41条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

資金の借入れ

第42条 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のため借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

損益の帰属

第43条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

受託者による資金の立替え

- 第44条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

信託の計算期間

第45条 この信託の計算期間は、毎年8月20日から翌年8月19日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成18年8月10日から平成19年8月19日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

信託財産に関する報告

第46条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

信託事務の諸費用および監査費用

- 第47条 信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額は、第45条に規定する毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

信託報酬等の総額

第48条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第45条に規定する計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した基本報酬額に、第2号により計算した成功報酬額を加算して得た額とします。

1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の180の率を乗じて得た額
2. 第45条に規定する計算期間におけるある営業日（以下「当該日」といいます。）において、当該日の前営業日（以下「当該前営業日」といいます。）における基準価額が、第3号および第4号に規定するハイ・ウォーターマークを超過する場合には、当該超過額に100分の15の率を乗じて得た額に、当該前営業日における受益権総口数を乗じて得た額
3. 前号に規定する当該前営業日のハイ・ウォーターマークは、当該前営業日の直前の営業日のハイ・ウォーターマークに対し、当該前営業日の属する月の前月のロンドンにおける最終銀行営業日の1ヵ月円LIBORに、年率5%の値を加算した値を当該前営業日の直前の営業日から当該前営業日までの期間に応じて日割りして乗じて得た額（小数点第7位切捨てとします。）を、当該前営業日の直前の営業日のハイ・ウォーターマークに加算した価額とします。ただし、当該前営業日において成功報酬額を計上した場合、当該日の成功報酬額の計算に用いる当該前営業日の直前の営業日のハイ・ウォーターマークは、当該前営業日の直前の営業日の基準価額から当該前営業日に計上した1口当たりの成功報酬額（当該成功報酬にかかる消費税等相当額を含むものとし、小数点第5位切捨てとします。）を控除した額とします。なお、信託契約締結日の翌営業日におけるハイ・ウォーターマークの計算においては、当該前営業日の直前の営業日のハイ・ウォーターマークとは、1口につき1円とし、1ヵ月円LIBORは、信託契約締結日の属する月の前月のロンドンにおける最終銀行営業日の1ヵ月円LIBORの値とします。
4. 当該前営業日が第45条に規定する計算期間の末日の場合、当該日の成功報酬額の計算に用いる当該前営業日の直前の営業日のハイ・ウォーターマークは、前号において計算されるハイ・ウォーターマークから当該計算期間の末日に決定した収益分配額（1口当たりの額とします。）を控除した額とします。
5. 第5条に定める信託期間の終了前にこの信託契約を解約する場合、第2号に規定する当該日は、この信託契約を解約する日として、成功報酬の額を計算するものとします。

- ② 前項の信託報酬は、第45条に規定する毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。ただし、前項第2号の額について、委託者に限り適用します。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

収益の分配方式

第49条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立することができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立することができます。

② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越すものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責

第50条 受託者は、収益分配金については原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第51条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第51条第3項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じないものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金の支払い

第51条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第52条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 一部解約金は、第53条第1項受益者の請求を受けた日から起算して原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

④ 債還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、債還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、債還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

収益分配金および債還金の時効

第52条 受益者が、収益分配金については第51条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による債還金については第51条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

信託契約の一部解約

第53条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に対し、委託者が定める単位または委託者の指定する証券会社および登録金融機関が委託者の承認を得て定める解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる

当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合は、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。
- ⑤ 委託者は、一部解約の実行の請求日が香港証券取引所、上海証券取引所、深セン証券取引所、台湾証券取引所およびシンガポール証券取引所のいずれかの取引所の休業日と同日の場合には、原則として第1項の一部解約の実行の請求の受付は行いません。
- ⑥ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者が当該受付の中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この日が第5項に規定する一部解約の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受付ける事ができる日とします。)に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑩ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑪ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第8項の信託契約の解約をしません。
- ⑫ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

質権口記載または記録の受益権の取り扱い

第53条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

信託契約の解約

- 第54条 委託者は、第5条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

第55条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託契約を変更しようとするときは、第59条の規定にしたがいます。

委託者の登録取消等に伴なう取扱い

- 第56条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第59条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間に

おいて存続します。

委託者の事業の譲渡および承継に伴なう取扱い

第57条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することができ、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることができます、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

受託者の辞任および解任に伴なう取扱い

第58条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第59条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

第59条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

反対者の買取請求権

第60条 第53条および第54条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第53条第10項および第54条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

② 前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者の協議により決定するものとします。

運用報告書に記載すべき事項の提供

第60条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

公 告

第61条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.am-one.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

第62条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

付則第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第11条、第12条、第14条（受益証券の種類）から第20条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

付則第2条 本約款で規定する「デリバティブ取引に係る権利」のうち「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号）」による廃止前の金融先物取引法第2条第1項に規定する「金融先物取引」については、同条第2項に定める「取引所金融先物取引等」および同条第4項に定める「店頭金融先物取引」（ただし、同条第6項に定める金融先物取引所の開設する金融先物市場によらないで、金融先物取引所の開設する金融先物市場の相場によるものに限る。）に各々相当するものに係る権利をいいます。

付則第3条 第32条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 第32条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替ス

ワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた額にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた額にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 18 年 8 月 10 日

東京都千代田区有楽町一丁目 7 番 1 号
委託者
第一勧業アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社